

第三十八回国会 文教委員会科学技術振興対策特別委員会連合審査会議録 第一号

昭和三十六年四月一日(土曜日)

午後二時三十四分開議

出席委員

文教委員会

委員長 濱野 清吾君
理事 坂田 道太君 理事 竹下 登君
理事 中村 庸一郎君 理事 米田 吉盛君
理事 山中 吾郎君
菅 太郎君 藤井 勝志君
前田 義雄君 松永 東君
松山 千恵子君 小松 幹君
高津 正道君 野原 覺君
前田 榮之助君 三木 喜夫君
村山 喜一君

科学技術振興対策特別委員会

委員長 山口 好一君
理事 岡本 隆一君
有田 喜一君 稲葉 修君
佐々木 義武君 松前 重義君
内海 清君

出席国務大臣

文部大臣 荒木 萬壽夫君
国務大臣 池田 正之輔君

出席政府委員

内閣官房長官 大平 正芳君
総理府事務官 島村 武久君
官官房長官
総理府技術官 久田 太郎君
副局長
文部政務次官 藤田 彌三君
文部事務官 天城 勲君
文部事務官 (大臣官房長) 文部事務官 内藤 馨三郎君
(初等中等教育局長)

文部事務官 小林 行雄君
(大学学術局長)
文部事務官 福田 繁君
(管理局長)
委員外の出席者
科学技術事務次官 篠原 登君
専門員 石井 勲君

本日の会議に付した案件
国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案(内閣提出第九六号)

濱野文教委員長、委員長席に着く
○濱野委員長 これより文教委員会、科学技術振興対策特別委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長の職務を行ないます。
国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案を議題とし、審査を進めます。

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案

(目的)
第一条 この法律は、工業教員のすみやかな養成を図るため、国立工業教員養成所の設置等について定め、もつて高等学校における工業教育の拡充に伴う工業教員の需要

の増加に対処することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「工業教員」とは、高等学校において工業の教科の教授を担当する教諭をいう。

(設置)
第三条 工業教員の養成を行なう教

養成所の名称	位置	国立大学の名称
北海道大学工業教員養成所	北海道	北海道大学
東北大学工業教員養成所	宮城県	東北大学
東京工業大学工業教員養成所	東京都	東京工業大学
横浜国立大学工業教員養成所	神奈川県	横浜国立大学
名古屋工業大学工業教員養成所	愛知県	名古屋工業大学
京都大学工業教員養成所	京都府	京都大学
大阪大学工業教員養成所	大阪府	大阪大学
広島大学工業教員養成所	広島県	広島大学
九州大学工業教員養成所	福岡県	九州大学

(学科)
第四条 養成所に置かれる学科は、養成所ごとに文部省令で定める。

(修業年限)
第五条 養成所の修業年限は、三年とする。

(入学資格)
第六条 養成所に入学することのできる者は、学校教育法(昭和二十

育施設として、臨時に、国立工業教員養成所(以下「養成所」という。)を設置する。
2 前項の養成所の名称及び位置は、次の表の上欄及び中欄に掲げるとおりとし、その養成所は、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学に附置されるものとする。

4 第一項及び前項に規定する職員のほか、養成所に、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
(授業料その他の費用の免除及び猶予)
第八条 養成所に附置される国立大学の学長(以下この条において「学長」という。)は、工業教員の確保のため、養成所における授業料について、政令で定めるところにより、その一部の徴収を猶予することのできた。また、当該授業料の一部の徴収を猶予された者が、養成所を卒業した後六月以内に工業教員となり、かつ、引き続き政令で定める期間工業教員として在職したときは、政令で定めるところにより、その者に係る猶予された授業料の一部を免除することができ。当該授業料の一部の徴収を猶予された者が養成所を卒業した後において、その者について死亡その他やむを得ない事情が生じたときも、同様とする。

二年法律第二十六号)第五十六条
第一項に規定する者とする。
(職員) 第七条 養成所に、所長を置く。 2 所長は、当該養成所に附置される国立大学の学長の命を受け、所務をつかさどり、所員職員を監督する。 3 養成所に、所長のほか、教授、助教授、助手及び事務職員を置く。

2 前項に規定するもののほか、学長は、経済的理由によつて納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、養成所における授業料その他の費用の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収(前項の規定により徴収を猶予された者に係る授業料

にあつては、その猶予された部分を除く部分の徴収)を猶予することができる。

(省令への委任)

第九条 この法律に規定するもののほか、養成所の組織、運営その他この法律の実施について必要な事項は、文部省令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

(教育公務員特例法の一部改正)

2 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則(第二十三条―第三十三条)」を「附則(第二十三条―第三十四条)」に改める。

附則第三十三条の次に次の一条を加える。

(国立工業教員養成所の職員に對するこの法律の準用)

第三十四条 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第 号)による国立工業教員養成所の所長、教授、助教授及び助手の身分取扱ひについては、当分の間、政令で定めるところにより、この法律の規定を準用する。

(文部省設置法の一部改正)

3 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)」の下に「及び国立工業教員養成所の設

置等に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第 号)」を加える。

(教育職員免許法の一部改正)

4 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

9 工業の教科についての高等学校教諭二級普通免許状は、当分の間、第五条第一項本文の規定にかかわらず、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第 号)による国立工業教員養成所に三年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した者に対して授与することができる。

理由

高等学校における工業教育の拡充に伴う工業教員の需要の増加に対処するため、臨時に、国立工業教員養成所を設置し、工業教員の養成を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○濱野委員長 質疑の通告がありますので、これを許します。野原覺君。

○野原(覺)委員 きょうは科学技術の振興に關して、科学技術特別委員会と文教委員会が連合審査を持ったわけでございますから、私は委員長に対してぜひとも池田総理の御出席をお願いしなければならぬと思つて強く要請したのでございますが、都合によつてお見えにならぬのであります。そこで総理の代理として官房長官がお見えのようでございますから、私は官房長官に申し上げておきたいことは……来てい

ませんか――それでは質問を待ちませう。

○濱野委員長 いま十分後に参ります。――官房長官に關係のないことを野原さん、発言してくれませんか。

○野原(覺)委員 官房長官がやがてお見えになるようでございますから、重要な問題に對する質問はあとに回すわけでございますが、官房長官に關連のない問題について二、三點お尋ねをしておきたいと思つております。

政府から工業教員養成所に関する提案がなされたわけでございますが、このことについては科学技術庁長官は文部省からこのような提案がなされるといふことを、提案をする以前に、もちろん閣僚の一人でございますから、閣議の決定には参加したに違ひないのであります。原案を作成するにあつて、科学技術庁がこの種の原案作成に参加されたのかどうか、これは池田科学技術庁長官にお尋ねいたします。

○池田(正)國務大臣 お答えいたしますが、もちろんこれは文部省の所管でございます。直接私とは關係ございせんが、新聞その他で承知いたしております。最終的には、これは閣議で私も賛成して決定したことでござい

ます。

○野原(覺)委員 私も文部省の所管であることは承知いたしておるのであります。しかし、あなたは科学技術庁長官として、科学技術庁の設置法によりますと、科学技術教育に關しては政府の総合的な企画立案の責任担当者といふことになつておるわけでございますから、この種のもの文部省から出されるにあつては、これは科学技術

教育に最も關係の深い人材の開発、養成の問題でございまして、御相談があるべきではないか。むしろそうあることが――今日あなたの方と荒木文部大臣との間に、いろんな点で意見の食い違ひを來たしておるわけでございます。――そういうような意見の食い違ひを解消するためにも、私はそのような方途が政府の内部においては考えられてしかるべきじゃないかと思つておりますが、重ねてお尋ねします。

○池田(正)國務大臣 そういふ考え方ももちろんあると思つてます。しかし、私のねらいは、また私の担当しておりますことは、もつと大きな視野から全体としての構想を考へて、従つてあつて、その一つとしてではありますけれども、全体から見ますと、きつめて小さな問題で、この程度のことでははつたらしくて、大きな視野から論じていきたい、考へていきたい、私はかように考へております。

○野原(覺)委員 実は工業教員養成所の問題は決して小さい問題ではないのであります。池田國務大臣が三月十一日に勧告を出されておりますが、この勧告に關連のある問題であります。つまり、四十四万人の中級技術者が不足しておるから、この中級技術者の不足を解消するために、実は教員が足らないから、三年制のインスタントの教師を養成しようといふのがこのたび文部省から提案せられておる、政府から出されておる工業教員養成所の提案でございます。私はこれは關連が薄いどころか非常に關連があると思つて、あなたは大したことだけやつて、そういうことはやらぬのだと言ひますけれども、

しかしこれは決して大きい、小さいの問題ではないのであります。科学技術庁の設置法の第三条によりますと、「科学技術庁は、科学技術の振興を図り、國民經濟の發展に寄与するため、科学技術に關する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする」とあります。これは科学技術に關する行政の一つなんです。だから私は学校を作つて教師を養成するといふことは、直接的には文部大臣の責任、文部省の仕事の分野に属することは承知しますけれども、事科学技術の推進といふことになりまして、当然科学技術庁として、この種の原案の立案にあつてはやはり意見を差しはさんで、將來問題が起ることのないように対処する方が、私は望ましいのではないかと思つて、これは官房長官がおわけせんけれども、重ねてあなたの御所見を承つておきたい。

○池田(正)國務大臣 もちろん工業教育については私の方として重大な関心を持つておるわけでございます。しかし私の今のねらいは、どうして科学技術者を多量に、國家の要請である十七万あるいは四十四万といつたような数字に近づけていくか、実施するか、実現するかといふことがねらいでございます。その間に起こつた――これは小さな問題といふところにあるいは表現がまづいかもしれません。そのうちの一つとしてここに文部省が提出されたのであります。その一環として、その一部としてこういうものが出てきたので、それが全体から見ても妥當であるかどうかといふことは別でありますけれども、それだけ一応プラスになつておりまして、マイナスになつておるのじや

ないので、それから、そういう意味で私はこれはよからうというふうに考えたのであります。マイナスにはならない、こういう意味であります。

○野原(覺)委員 科学技術の振興は申し上げるまでもなく、科学技術者を量的に確保すること、それから確保された量的な科学技術者が質的にもりつぱなものにならなければならない。量と質の問題が私はあろうかと思うのであります。量と質の問題が重大であるとするならば、この量的確保ないしは質の向上、それに関連のあるのはこれは教員なんです。そういう技術者を養成するところの教師、その教師を養成する教員養成所の問題、大学の問題、これが重要になるわけでございまして、この点については、もつとやはり科学技術庁は組織で出されたものをうのみにするのではなく、科学技術庁設置法の第三条の趣旨からいいますと、当然こういうものについても積極的に参画をして推進してもらわなければならぬ。私は私に思ふのであります。私は三月十一日に池田内閣から荒木文部大臣に出された勧告書をめぐって感じたこととありますが、何かしら科学技術庁と文部省の間はうまくいっていないのじゃないか、これはあとで官房長官が見えたら指摘をいたしますが、うまくいっていないのではないかと。科学技術者の養成に關して、それは考え方の上だけではない、感情的にも何かしら妙なところがあるのではないかと。いうことを実は感じておるわけでありまして、そういうことを私どもに對して、国民に向かつて疑念を持たしめたために、この種の科学技術教育、科学技術の振興に關する法案、案件と

いうものについては、かねてから、大臣同士の間でできないならばそれでもよろしい、少なくとも事務当局の間では打ち合わせがあつてしかるべきではないかとも実は私は考へるのであります。そのことが望ましいのではないかと。思ふのであります。もう一度池田内閣の所見を承つておきたい。

○池田(正)内閣 同政府の中に文部省と科学技術庁とありますから、これは一体となつて大いに緊密にいかなければならぬことは當然でございます。しかし世の中はそうばかりはいきませんので、たとい親子でも個性が違ふと意見が違ふこともございまして、夫婦の間においてもなおしかり。従つて文部省と科学技術庁と若干意見の食い違つたり何かするやうな場合があり、ことに伝統の古い文部省で、文部省の当局といふものはなかなか頭が固いのか固いといふのか、われわれの想像もつかないところも若干ある、これを何とかうまく調整しながらこれからいきたいといふのが私の希望でございます。

○野原(覺)委員 この問題については、これは内閣の一体性という憲法上の点から見ても、私は若干究明しなければならぬ点があると思います。あとに譲りたいと思ふのであります。

荒木文部大臣にお尋ねをいたしますが、あなたは工業教員養成所の法案を国会に提出しておるわけでございますが、この法案を出すにあつては、これは文部官僚の手だけでお作りになつたものか。もとよりそれは大臣が閣議において賛意を表されたから出たことくらいは私も知つておりますけれども、この立案をするにあつて学識経

験者の意見を何らかの形において文部省が聴取されたのかどうか、その点を承つておきたいと思ひます。

○荒木内閣 答へ申し上げま

す。昨年の秋に科学技術会議の総理大臣に對する答申がなされたことを御承知と思ひますが、これは向こう十一年間に日本の科学技術をどういふところまで持つていくか、そのことはとりもなおさず当面の政治課題たる所得倍増の目標につきましてもあわせ考えられつ、関係の事務当局のスタッフ全部が、緊密な連絡、協力をしながら作業に従事をしていまして、その作業の上

に立つて科学技術会議が取りまとめられて答申がなされたわけでございまして、それは答申そのものの閣議で採択いたしました。制度の上からもその答申を政府は尊重せねばならないと思ひます。その答申を尊重しながら、すでに十二分にあらゆる角度から、科学技術と文部省とは事前連絡をしつつ、答申がなされた経過にかんがみましても申し上げるまでもなく明らかなやうに、四十四万人の中堅技術者と申しま

しうか、技能者が、現在のままの学校制度のもとでは、累計四十四万人ばかり不足する勘定になります。だからこれを何とか充足する手だてをしななければならぬ、そのためには教員から養成してかからないと実際上困難だといふ線に立ちまして、教員の養成の必要性を痛感いたしました。おおむね八

千七百人はかりの緊急の教員養成をもくろむ必要ありといふ結論になりましたので、その線に應じますために、ただいま御審議中の工業教員養成所を臨

時に大学に付置いたしました。当面急の必要にこたへたい、そういうことから立案されたこととございまして、十分に連絡はいたしておりますのみならず、科学技術庁長官も閣僚の一人として、また科学技術庁長官の立場において御賛同を得たものを提出した次第であります。

○野原(覺)委員 科学技術庁長官にお聞きしたいことは、中級技術者が四十四万人不足してゐる。これは科学技術会議の決定でもあるし、池田内閣の所得倍増計画の中にも出てくるわけでありまして、そこで四十四万人の中級技術者を十年間で解消するためにはこの中級技術者を教育するところの教員は何人あればよいと科学技術庁はお考えになつておりますか。あなたができなければ科学技術庁の事務当局からでもよろしい。御答へ願ひたい。

○池田(正)内閣 実はよく調べておりません。というのは、今出ておる文部省の案ではどうせだめなんです。足りない。私はそういう前提に立つていますから、これからさらに文部当局とそういうこまかい打ち合わせをしたと思ひます。

○野原(覺)委員 池田さんは答申をばぐらかすことがこの国会の中でも随一だといふ評判でありまして、私はそういう茶化す答申は実ははなはだ心外にたえぬのであります。きょうは土曜日で、普通であります。このやうな委員会は開くべきでない。きょうは定例の委員会でもないのではありませんが、連合審査を私どもが持ったのは、池田内閣のやり方に対して大きな疑点があるから持ったのであります。だからあなたももう少しまじめに、そしてその勧告

に示されたやうな御意見をやはり示してもらいたいと思ひます。

四十四万人の解消にどれだけの教師が必要かといふことについて全く調べていない、そういうことは計算したこともない、こういうことになりまして、あなたが出されたこの勧告自体が実ははなはだ問題になつてくるのであります。文部省のやり方はけしからぬといふのでこの勧告を出しておられるのであるから、けしからぬといふ以上は池田内閣にもこれに對するところの具体的なものがなければならぬと思ひます。しかしこのことは、あなたが準備がないやうでございまして、私はこれ以上は申し上げません。

そこで荒木文部大臣にお尋ねをしたことは、先ほどあなたの答申を承つておりました。科学技術会議の答申をもとにして考えたのが工業教員養成所の提案である、こういうことでござい

ますが、一体科学技術会議はどこにあるやうな教員養成をしてもよろしいと述べておられますか。私もここに持つてきておるのです。「諮問第一号」十年後を目標とする科学技術振興の総合的

基本方針について」に對する答申、昭和三十五年十月四日、科学技術会議」そしてこの議長は内閣総理大臣池田勇人、これは持つてきておられますが、おとそそういう考へではなからうかと思つて私も読んだのです。この前の文教委員会を拜聴しておりました際にも、そういう御意見がございましたから、どこにそういうところがあるのだらうかと思つて私も読みました。このやうな工業教員養成所で、いかに中級技術者といへども教育されるものでないといふことは書いておられます。そ

う趣旨のことは書いております。しかし技術会議のこの答申の中にあの三年制の、即成栽培の、大学でもない各種学校の養成所で工業教員ができるものであるとは書いていない。この何ページにございますか、教えて下さい。

○小林(行)政府委員 お答え申し上げます。

答申の中に「職業高校などにおける問題点とその対策」という項目がございます。百七十五ページでございますが、そこに「教育内容の強化」という項目と「教員の確保」という項目がございます。教育内容の強化につきましては、専門科目と普通科目の連携づけとか、あるいは実験実習の強化ということがあげてありますが、教員の確保の点につきましては、その後段の方に、「工業教員については、工学部学生の絶対数が不足している現状に堪えがみ、とくにその養成または確保の措置を講ずる必要がある。」というふうになっております。もちろんそこに三年制という具体的なことにはわたっておりませんが、特別の措置を講ずる必要があるというふうにそこに書かれておるわけでございます。

○野原(覺)委員 教員確保のところの文章でこのようなインスタントの養成所ができたとするならば、科学技術会議の決定を冒瀆するものはなしだと思っております。これはここに傍聴しておられる諸君がお聞きのように、また大学局長が述べられた文章のどこに、一体工業教員養成所、しかも今政府が提案しておるあのようなものであつてよろしいということになりますか。私は教員の確保というところを説

んでみましょう。むしろ逆のことが書いてあるのです。「教員の確保のところにには「職業課程において優秀な教員を確保するためには、資質の高い大学の卒業生を供給するとともに、」と書いてあるじゃないですか。「優秀な教員を確保するためには、資質の高い大学の卒業生を供給するとともに、一方、産業界からの経験豊かな教員を招致する必要があります。このためには、これら教員の処遇の改善や免許制度について特別な措置を加えるなど、多角的、総合的な改善措置がとられねばならない。」とくに工業教員については、工学部学生の絶対数が不足している現状に堪えがみ、とくにその養成、「その養成」です。「その」とは工学部学生です。「その養成または確保の措置を講ずる必要がある。」こんな間に合わせの工業教員養成所でなければならぬとはどこにも書いてない。私は至るところでこの種の指摘を申し上げてもいいのです。何十カ所と書いてあるのです。

科学技術会議は量の確保はもとより必要だ、しかしこれからの工業教育といふものはレベルをもっと上げないといけないのだ、だから特にその技術者を養成する教師というものは資質の高いものでなければならぬのだ、この本はこれで一貫しております。しかもこれは科学技術会議の決定として、池田内閣総理大臣は——科学技術会議設置法によりまして、政府はこれを尊重しなければならぬということになっておるのです。これは普通の審議会や普通の委員会の答申とは違ふのであります。従つてわざわざ何名かでできております総理大臣を議長とする科学技術会議が議決をしたのでしょ。しかも

そのときに池田総理大臣のあいさつの中には、この答申は政府は尊重しますというのを言つておる。そうして科学技術会議設置法の中にも、政府はこれを尊重しなければならぬと明文でうたつておる。私は、荒木文部大臣が、科学技術会議のこの方針のつとめてやつたのでございまして言うけれども、これは人をこまかすものではないし、いことではないかと思ふのであります。どこにもないのです。文部大臣のこれに対する御意見を承つておきたい。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます。

先刻もお答え申し上げたように、科学技術会議の答申を尊重し、その趣旨に沿つて計画をしたと申し上げたと思ひますが、そのつもりでおります。科学技術会議の答申は、むしろ今度御提案申し上げました工業教員養成所の設置という具体的なことは指摘してございせんけれども、今後十年を見通してこういう見当になる、現状のままでは四十四万人不足する、それを補うためにあらゆる考慮をせねばならないという趣旨でございまして、むしろ御指摘の通り、本来の姿である大学卒業という形をとつた教員を獲得することが第一義的なことではございまして、しかしこれを実行するに合はせれば、その通りの形をその通りに合はせるといふことが事実問題として困難である、しからは困難であるから放置するかといへば、それも申しわけない。だから文教委員会でも申し上げましたように、改善の策として、形の上では何がし劣るような形にはなりますが、実質的にはまざるとも劣らないことを目ざして

臨時教員養成所を大学に付置してその要請にこたへたい、こういうことでございまして、そういう教員の養成計画それ自体、教育それ自体は、必ずしもその答申が具体的なさしずしておるとはむしろ考えられないことでございまして、文部省の責任において、改善の策としてはそれしかない、当面の問題としてはその方法が改善の策である、こういう確信のもとに御提案申し上げ、また閣議は、答申を尊重するという考えのもとに閣議決定をして御提案申し上げたような次第であります。

○野原(覺)委員 そのような答弁をなさいますから、特に私はききようは委員長に池田総理に求めてもらいたい——科学技術会議の議長として私には不承不察もきまされりという判断に立つのであります。荒木文部大臣は私の質問にはいささかも答えていない。あなたは指摘できないでいふ。どこにも書いてないですよ。いいですか。あなたも趣旨を尊重したと言ひますけれども、それは言葉の先だけのこまかしなんです。百七十三ページには教員の充実にその質の向上という箇所がございます。これは人材養成の6—2—6の箇所、(3)です。読んで見ますと、「高校教育の効率は、教育担当者である教員の質の向上と量の確保とによること」がきわめて大きい。「質の向上」ということをやかましく言つておるのですよ。一体今度の工業教員養成所は三年制だ、山中委員が質問したときに、それは大学ではございせん、何ですかと言つたら、何かからぬところだ、こういうことに速記はなつておりますが、各種学校ではなからうかと私も思うのですが、そ

ういうものをこしらえて八千七百名を養成する、一体そこにどういふ人が入るとお考えですか。優秀な者は大学に行くのです。工業教員養成所というのは間に合わせのインスタントの教員になる者が行く、この者はもう入るときから残念ながらレベルが落ちておる。これはもうありません。それが通常世間のものと考え方なんです。そうしてここを出たならば、何だ、あれは養成所か、こうさげすまれるのです。大学に入る者は学士になりたい、修士になりたい、民主主義の時代でもそういう気が持が青年諸君にあるのです。何だ養成所出か、こういうようなさげすみをされるところに一体どういふ優秀な諸君が入るとお考えですか。しかも、何回も文教委員会では追及してありますから、私はこの連合審査会ではあえて触れようとは思ひませんけれども、八千七百名を養成するのだと言ひますけれども、八千七百名が一体何名確保できるかという自信は文部大臣にはないでしよ。今度あなたの方から出された提案を見ると、産業界に出ていくことは御自由になつておるはずであります。だから工業教員養成所はどこかの中小企業が大会社のエンジニアになるために利用されるだけなんです。そうしてそこに十何億も国民の税金を持ち出しておる。そうしてそこを出た者はみんな産業界に出ていく。残つた者は残つた者はわずかに数百名だという事態が起つたら、あなたはいつまでも文部大臣をなさるわけがないのですけれども、それが荒木文相のときにできたのだというたら、あなたは将来の日本の文教行政、科学技術教育に対して

臨時教員養成所を大学に付置してその要請にこたへたい、こういうことでございまして、そういう教員の養成計画それ自体、教育それ自体は、必ずしもその答申が具体的なさしずしておるとはむしろ考えられないことでございまして、文部省の責任において、改善の策としてはそれしかない、当面の問題としてはその方法が改善の策である、こういう確信のもとに御提案申し上げ、また閣議は、答申を尊重するという考えのもとに閣議決定をして御提案申し上げたような次第であります。

臨時教員養成所を大学に付置してその要請にこたへたい、こういうことでございまして、そういう教員の養成計画それ自体、教育それ自体は、必ずしもその答申が具体的なさしずしておるとはむしろ考えられないことでございまして、文部省の責任において、改善の策としてはそれしかない、当面の問題としてはその方法が改善の策である、こういう確信のもとに御提案申し上げ、また閣議は、答申を尊重するという考えのもとに閣議決定をして御提案申し上げたような次第であります。

○野原(覺)委員 そのような答弁をなさいますから、特に私はききようは委員長に池田総理に求めてもらいたい——科学技術会議の議長として私には不承不察もきまされりという判断に立つのであります。荒木文部大臣は私の質問にはいささかも答えていない。あなたは指摘できないでいふ。どこにも書いてないですよ。いいですか。あなたも趣旨を尊重したと言ひますけれども、それは言葉の先だけのこまかしなんです。百七十三ページには教員の充実にその質の向上という箇所がございます。これは人材養成の6—2—6の箇所、(3)です。読んで見ますと、「高校教育の効率は、教育担当者である教員の質の向上と量の確保とによること」がきわめて大きい。「質の向上」ということをやかましく言つておるのですよ。一体今度の工業教員養成所は三年制だ、山中委員が質問したときに、それは大学ではございせん、何ですかと言つたら、何かからぬところだ、こういうことに速記はなつておりますが、各種学校ではなからうかと私も思うのですが、そ

ういうものをこしらえて八千七百名を養成する、一体そこにどういふ人が入るとお考えですか。優秀な者は大学に行くのです。工業教員養成所というのは間に合わせのインスタントの教員になる者が行く、この者はもう入るときから残念ながらレベルが落ちておる。これはもうありません。それが通常世間のものと考え方なんです。そうしてここを出たならば、何だ、あれは養成所か、こうさげすまれるのです。大学に入る者は学士になりたい、修士になりたい、民主主義の時代でもそういう気が持が青年諸君にあるのです。何だ養成所出か、こういうようなさげすみをされるところに一体どういふ優秀な諸君が入るとお考えですか。しかも、何回も文教委員会では追及してありますから、私はこの連合審査会ではあえて触れようとは思ひませんけれども、八千七百名を養成するのだと言ひますけれども、八千七百名が一体何名確保できるかという自信は文部大臣にはないでしよ。今度あなたの方から出された提案を見ると、産業界に出ていくことは御自由になつておるはずであります。だから工業教員養成所はどこかの中小企業が大会社のエンジニアになるために利用されるだけなんです。そうしてそこに十何億も国民の税金を持ち出しておる。そうしてそこを出た者はみんな産業界に出ていく。残つた者は残つた者はわずかに数百名だという事態が起つたら、あなたはいつまでも文部大臣をなさるわけがないのですけれども、それが荒木文相のときにできたのだというたら、あなたは将来の日本の文教行政、科学技術教育に対して

臨時教員養成所を大学に付置してその要請にこたへたい、こういうことでございまして、そういう教員の養成計画それ自体、教育それ自体は、必ずしもその答申が具体的なさしずしておるとはむしろ考えられないことでございまして、文部省の責任において、改善の策としてはそれしかない、当面の問題としてはその方法が改善の策である、こういう確信のもとに御提案申し上げ、また閣議は、答申を尊重するという考えのもとに閣議決定をして御提案申し上げたような次第であります。

臨時教員養成所を大学に付置してその要請にこたへたい、こういうことでございまして、そういう教員の養成計画それ自体、教育それ自体は、必ずしもその答申が具体的なさしずしておるとはむしろ考えられないことでございまして、文部省の責任において、改善の策としてはそれしかない、当面の問題としてはその方法が改善の策である、こういう確信のもとに御提案申し上げ、また閣議は、答申を尊重するという考えのもとに閣議決定をして御提案申し上げたような次第であります。

○野原(覺)委員 そのような答弁をなさいますから、特に私はききようは委員長に池田総理に求めてもらいたい——科学技術会議の議長として私には不承不察もきまされりという判断に立つのであります。荒木文部大臣は私の質問にはいささかも答えていない。あなたは指摘できないでいふ。どこにも書いてないですよ。いいですか。あなたも趣旨を尊重したと言ひますけれども、それは言葉の先だけのこまかしなんです。百七十三ページには教員の充実にその質の向上という箇所がございます。これは人材養成の6—2—6の箇所、(3)です。読んで見ますと、「高校教育の効率は、教育担当者である教員の質の向上と量の確保とによること」がきわめて大きい。「質の向上」ということをやかましく言つておるのですよ。一体今度の工業教員養成所は三年制だ、山中委員が質問したときに、それは大学ではございせん、何ですかと言つたら、何かからぬところだ、こういうことに速記はなつておりますが、各種学校ではなからうかと私も思うのですが、そ

ういうものをこしらえて八千七百名を養成する、一体そこにどういふ人が入るとお考えですか。優秀な者は大学に行くのです。工業教員養成所というのは間に合わせのインスタントの教員になる者が行く、この者はもう入るときから残念ながらレベルが落ちておる。これはもうありません。それが通常世間のものと考え方なんです。そうしてここを出たならば、何だ、あれは養成所か、こうさげすまれるのです。大学に入る者は学士になりたい、修士になりたい、民主主義の時代でもそういう気が持が青年諸君にあるのです。何だ養成所出か、こういうようなさげすみをされるところに一体どういふ優秀な諸君が入るとお考えですか。しかも、何回も文教委員会では追及してありますから、私はこの連合審査会ではあえて触れようとは思ひませんけれども、八千七百名を養成するのだと言ひますけれども、八千七百名が一体何名確保できるかという自信は文部大臣にはないでしよ。今度あなたの方から出された提案を見ると、産業界に出ていくことは御自由になつておるはずであります。だから工業教員養成所はどこかの中小企業が大会社のエンジニアになるために利用されるだけなんです。そうしてそこに十何億も国民の税金を持ち出しておる。そうしてそこを出た者はみんな産業界に出ていく。残つた者は残つた者はわずかに数百名だという事態が起つたら、あなたはいつまでも文部大臣をなさるわけがないのですけれども、それが荒木文相のときにできたのだというたら、あなたは将来の日本の文教行政、科学技術教育に対して

臨時教員養成所を大学に付置してその要請にこたへたい、こういうことでございまして、そういう教員の養成計画それ自体、教育それ自体は、必ずしもその答申が具体的なさしずしておるとはむしろ考えられないことでございまして、文部省の責任において、改善の策としてはそれしかない、当面の問題としてはその方法が改善の策である、こういう確信のもとに御提案申し上げ、また閣議は、答申を尊重するという考えのもとに閣議決定をして御提案申し上げたような次第であります。

大きな責任を負わなければいけませんよ。いかがですか。

○荒木国務大臣 先刻も申し上げましたように、この養成制度がベストのものであるとはむしろ考えません。ですから、現実にはその養成が一般の大学におきましても教員の単位をとったものは教員になれるわけですが、それらの人が財界の方にはとんと行ってしまう、現実問題として教員に不足をするという事情であります。それを教員の方につなぎとめる努力も別途せねばなりません。けれども、それは当然には期待できない、そういう事情にあることを放置することが困難だ。しからば何か特に教職員になつてくれるであろう、なりやすいような施設を設けることが当面の必要である。科学技術会議の答申も、単に四十四万人不足する、それを養成しなければならぬ、だけれども、その教員の獲得については政府において十分考へてその目的を達するようなことを考へておるのであるという趣旨が裏にひそまっております。当面の改善の策というところは初めからわかつておりますけれども、なさざるにまざることを数等であるという意味において臨時養成所をもくろんだのであります。もちろん大学でないことは形の上からものはつきりしております。しかし子供たちの教育に真剣に当たりたいという青年は私はたくさんあると思います。これを出れば工業教員になつてもよろしいという看板をかけた学校に何人々々、入る人々々々、入学を志すときから心がまえにおいて私は違ふと思います。そういう人々に期

待して、そして三年の教育課程を通じて十二分に教職員たる心がまえと実力を養つてもらふという明確な線を出して教育が行なわれるならば、必ずや私は質においてもまさるとも劣らざるものを養成できるであらうし、またその趣旨を天下に明らかにいたしました募集をするならば、純々と志望者は集まつてくるものと期待しております。

○野原(覺)委員 ともでもないことである。一般の大学出は財界に出るから、養成所を出た者は教育界に残るであらうからこういふもの考えたというならば、それはともでもないことなんです。一般の大学の卒業生が財界に出るごとく、養成所を出た者を食いとめる何らの保障をつけない以上は、出ていきます。何となれば、教員の待遇が悪いからです。産業界に比べて自分たちの月給が低いからです。みじめであるからです。優秀な者ほど腹を立ててくるのです。何だということになるのです。ですから、理工科系の大学を三十五年度においてもたゞさんの者が卒業した。私は何人教師になりましたかと聞いたら、大学局長の答弁でございまして、それは三十五年度に三人であります。十年間八千七百人、本年は八百八十人のようでございますが、八百八十人を莫大な国費を投じて養成いたしましたけれども、そのうち何名が残るという保障はないでしよう。あなたは自信はないでしよう。問題はここなんです。このような法案を出すならば、私はやはりそういうものの裏打ちといふものをはつきり考へて出してもいい。それでなければこれは国費の食いつぶしです。意味がないのであ

ります。しかも今度の工業教員養成所の設置を調べてみますと、九つの大学にこれを付置するというところでございしますが、この九つの大学側とはよく話し合ひをして、それは国立の大学であるから文部省の命令には絶対服従だといふはそれまででございますけれども、それを受け入れる大学側はほんとうに気持よく承諾をしておるのか、歓迎をしておるのか、一体どういふ話し合ひをされておりましたか、文部大臣に承りたいのです。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます。その前に、学校の教職員、大学の先生たちに対する給与がむろんまだ満足でないというところは、私も万々痛感いたしております。毎度申し上げますように、当面せめて戦前の程度にまでは待遇を改善したいという目標をやっておりますが、それすらもまだ完全には到達してないという状況であることをご遺憾に思ひます。戦前の水準に達することはもちろん、それ以上を目指して今後私どもは努力していくべきものだ、一般的にはそういうことを切に感ずるのであります。それは大学でありましようとも、今度の養成所でありましようとも、同じこととあります。そこで臨時養成所を作るにあたりましては、それぞれの大学に事前に打ち合わせをいたしまして、連絡は十分にたつて案固いたしましたのでございます。

○野原(覺)委員 歓迎しております。これは文部大臣からの仰せでございますから、監督される大学の学長は、やむを得ないと不承々に、それははいやな顔もできないでしよう。いやな顔をしたら予算を減らされるから、そういうようなことではございせんか。それはいいことだ、四十四万人の技術者が必要であるからというので、間に合わせの促成栽培でもかまいません、よろしくございましてと言つて快く引き受けておられますか。もし引き受けておるとすれば、それはどの大学の学長でございまして、承りたいのです。

○小林(行)政府委員 実は昨年の秋に予算を編成いたしましたから、計画されております国立大学の学部長、学長等には、数回おいでをいただきました。この養成所設置の趣旨、それから設置の計画の概要等について御説明をして、いろいろお願いをいたしておりました。もちろん中には、できるだけ潤沢な経費をもつてこの運営ができるようにということから、あるいは教員の組織、あるいは予算等について御要望はございましたが、この工業教員養成所の基本的な計画について、これは絶対反対であるというふうなところは全然ございせん。現在まで大体において、私もお話し合ひをいたしましたところでは、順調に経過してきておるといふふうに考へておる次第であります。

○野原(覺)委員 反対でないというふうな御認識であるとするは大へんなこととあります。これは監督される側として実はもう不承々に思つておることとは明らかなんです。私もにはその声が来てる。その理由として大学側があげておるのは、四十名の一クラスで教授は四人、助教授は四人、助手は四人、これが新制大学の基準になっておるが、今度の教員養成所は、教授が二人、助教授が二人、助手が二人、そして四十名ということになる。残り

は非常勤講師だ。しかもこの教授も助教授も助手も非常勤講師も、今割り当てられておる大学の限られた定員の教師がその責任を負担しなければならぬ。こうなると、大学の教師といふものは教育するだけではないのでございまして、特別な研究の責任を持つておるのです。その研究がでなくなると、しかも過重負担を一体どうしてくれるのだ、そういう過重負担を負わされた教授がはたしてどれだけ教員養成所に対する教育ができるか。これは私は実は寒いものを感ずるのです。つまりそういう意味においては劣悪な条件のもとに今度の教員養成所は発足するわけなんです。しかも三年でそれをやるという。大学四年出なければ学校の教員にはしないというのが今日の教員免許法の精神であつた。それが趣旨であつた。そういう養成所を出た三年の者を教員にはできないというのが趣旨であつたのですけれども、それを今度は附則を設けて、いや三年の者でもできるんだということになりますと、ますます大学の四年課程を出た者よりも教員にはなりません。どんなことがあつてもばかばかしくてならない。

何だ、養成所扱いと同じじゃないかというので……。つまり今度の文部省の考へでは、工業教育というものは低下するのです。政府から出されておるこれによると、あなた方は池田さんから勧告を出された、あるいは勧告を出される以前からの方針であつたには違ひないけれども、とにかく池田内閣の所得倍増計画で、四十四万人の解消、科学技術者、理工系の大学を卒業した者を十七万人解消しなければならぬというこを国策として打ち出しており

ます。だから、この国策に対応するためには、何とかごまかしでもいいから間に合わせねばいかぬという考えでやっただけでしょう。どうですか文部大臣、私はこれは率直に言ってもいいと思います。もしあなたがそうでないとしたら、将来の長い十年先の日本の工業教育を高めるためのもつと良心的なものを出すべきなんです。科学技術がそれほど重大であるならば、なぜ大蔵大臣と折衝し、池田内閣の国策でもあるのだから、今日の日本の予算で百億や二百億の金が何ですか。将来の日本の科学技術を振興するという角度から言うならば、やろうと思えば何でもないことなんだ。それをやらなくて、このようなごまかしのものを出して、そうして国会で押し切ろうというふうなことは——私は野党であるから反対ではないのです。十年先の日本の工業教育というものを一体どうするつもりだということまで私どもは憤慨にたえぬのであります。これは文部大臣に御意見を承ります。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます。所得倍増の政治目標は、これは私は国民全体が望んでいる一つの目標だと思えます。かつまた日本経済がそういう目標の間に榮えていきますことも、これまたひとしく望むところでもあります。それを實現せんがためにかくかくのことが必要であるとする。そのことを實現する方法として、他に手段があれば、お説の通り万全の措置を講ずるといふ考え方も当然なすべきであると思えますけれども、従来の教員養成の形態は、現実問題としてはほとんど経済界に行つてしまつて残らないという実情にある。しからばそのま

までよろしいかということと問題がぶつかつてくるわけでござりますが、その場合に、最初から申し上げておきますように、当分の間の改善の策として、なさないよりははるかにまさる方法があるとするならば、それをやり出すことは、私は当面の施策として当然のことと考へるのであります。しかし一年間だけ期間が短いという欠点はありますが、科学技術教育者として実質的にそれだけの能力を持ち得るようになるという意図を持って、教科内容等にも十分の考慮を払い、かつまた、十二分の経費ないしは教授陣をそろえていないことも御指摘の通りでございますけれども、私は教育はむろん金も必要だし、教授陣も潤沢であるを必要とすることはいなみませんが、それにもまして特に必要なことは、その養成をするという意図が確實に教育の場において貫かれ、またその授業を受ける学生もその心がまえであるかいなかということが本質的には重要であらうと思ひます。それにプラス、形も整へ設備も整へていきますことが十全の策ではござりますが、当面の要請に応じますために、臨時に大学に付置するという考え方のもとに、実質は目的を達成するようにやつていきたい、またなせる、こう私は考へておる次第であります。

○野原(覺)委員 文部大臣にお尋ねしますが、三年と四年はどつちが望ましいですか。工業高等学校の教師としての専門的な知識、一般的な教養——教師としては人間としてとりつぱであるし、専門的な技術者としてもすぐれておるといふことのために、専門家に言わせると、今日の大学の四年でも

足らぬと言われておるのです。医学は六年になったのです。そのくらい戦前の技術と比較いたしますと水準が高まつてきたのです。しかもこれからはネコの目の変わるように一つ一つの技術が変わつていくのです。機械でもこれは次々と変わつていく。ことし驚いた機械は来年は操作はできないのです。これは非常な進歩です。特に原子力ということになりますと大へんなことなんです。そういうようなことを考えますと、それでも三年がけっこうだ、こういふお考えでございますか。四年はいかぬのだ。三年にしたわけはいろいろあるが、私も想像はできません。しかし重ねてここではつきりしておきたいと思ふ。大事な点でございますから、私どもはこの三年という点では第一の問題点にもいたしておりましたから、文部大臣の四年にしないかつたわけ、それを公開せ願ひたいのであります。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます。もちろん三年は四年、四年は五年、五年は六年でもありたいという気持はございます。ございしますが、それより前に世界的な、日本もしかりでございしますが、科学技術の進展のテンポの早さ、そのゆえに世界の進運に伍していかなばならない、また伍していきつ国民経済それ自体も成長させていきたい、そういう当面緊急の課題が、要請が国民的にあるわけでございます。これは否定できない。そのことが現状のままでは、せっかく大学を卒業して、教職員になつてほしいと意図しておる大学を卒業した人もほとんど教職員に残らないというのは、これは批評は

別といたしましても現実でございます。しかも一方今申し上げるような現実の人材の養成の切実なものがある。それにこたへる方法は何ぞやと考へた場合に、一年でも半年でも早くその実際の緊急の要請に応ずるよう努力することとまた政府として考へねばならぬ重大な課題と思ひます。そういう考へ方から、改善の策として一年でも早く卒業してもらつて、しかし、その教育のやり方次第では先刻も申し上げました通り四年で修了した人に劣らざる専門の教育を授けることによつて、改善の策の目的を果したい。それが大きな立場からの国民的要請にこたへるゆえんである、そういう考へ方でございます。

○野原(覺)委員 それじゃ二年にしたらどうですか。三年でできるというなら二年でできるでしょう。私は二年にしたらどうかというのをあなたに申し上げたい。できませんか。三年でなければならぬのだ。私の質問は四年にしないかつたのはどういふわけだと聞いておるのです。これはベビー・プーームのためでしょう。それは四年が望ましかったのでしょ。大学の各学部を拡充強化するというのが一番よかったのでしょ。そうして教員の待遇を抜本的に改善をして優秀な諸君が産業界に流れることのないように措置をしないと、たゞとて養成所を出てもこれを食いとめることはできない。だからそういう抜本的な対策をとつて、四年の大学の各学部を拡充強化するといふことが文部省としては一番望ましかったに違ひない。しかし三年にしたのはベビー・プーームだ。昭和三十三年からいよいよ終戦つ子がたくさん高等

学校に入つてくる、そして工業高等学校を政府は今度三十六年度予算で作ることにした。教師が足りない、間に合わない、間に合わないためインストラントの教員というので三年にしたのでしょ。どつちですか。一体三年で工業学校の教員ができるという確信で三年にしたのか、それと間に合わせなければならぬということでしたのか、これは答弁のいかんによつては重大です。文部大臣の教育に対する見識を疑わざるを得ないのです。もう一度文部大臣から御答弁願ひたい。

○荒木国務大臣 先ほど来お尋ねの線だけについて申し上げておつたのですが、むろん所得倍増の要請は、即ベビー・プーームの問題でもございます。一般的な青少年の高等学校を卒業して社会に出るという立場の人々を考へてみます場合に、普通高校よりも工業高校の課程を終えて出てもらつた方が、社会は人材の養成という立場から望ましいとする。ひとしくベビー・プーームの対策を考へるならば、今までの違つた工業高校を比較的多く作ることによつて、その高校課程を終つた青少年が職場活動の意味においても、より幸福であらうということも当然考へなければならぬ。ですから言ひかえれば、所得倍増に應ずる問題であると同時に、御指摘の通りベビー・プーームの問題でもあるわけでありまして、その両面からいたしましてどうしても必要だ。必要であるが得られない、得られないならば改善の策として何か策はないか、それが一年でも短縮して、しかも実質は劣らざるようにというめどもつてやるよりほかにないであらうといふことでありまして、三年ならば二年

にできるじゃないかということ、それは算術的には一応言えないことはありませぬけれども、二年より三年でありたい、三年よりも四年でありたいのですけれども、せめてその質を落とさない角度から三年でがまんをして、そうして内容を充実しよう、こういう意図でございます。

○野原(委員長) これは局長にお尋ねしますが、大学の方はたしか四年制の大学では、一般教育と専門教育が初めての二年が一般教育、あとの二年が専門教育、ところが専門教育が足らぬというので一年六カ月と二年六カ月を区切られておるかと思うのですが、三年制の教員養成所ということになると、一般教育と専門教育をどのように配当されるつもりなのか。文部大臣に言わせるとなかなか自信があまりのようですが、これは大へんなことなんです。どのように配当されるのか、工業高等学校の教師がどのような教科課程によって作られるのか、これは文部省に案があるでしょう、お示し願いたい。

○小林(行政) 政府委員 御承知のように、一般の大学におきましては、四年間に百二十四単位を修得するというのが最低限度になっております。それで実情を申しますと、新制大学発足の当時には、大体二カ年間で一般教養というところでやっておりますが、それでは専門科目に対する学力が落ちるといので、現在では大体一年半を一般教養、二年半を専門教育ということで実施をしてる大学が大多数でございます。この工業教員養成所におきましては、先ほど来大臣から御説明を申し上げておりますように、工業に関する専門教育を主にいたしまして、これに必

要な基礎教育、教職教育を加える。それで工学部の卒業生に劣らないような専門学力を持たせたいというふうに考えておるわけでございまして、具体的に申し上げますと、卒業までに履修すべき最低の単位数をいたしましては、九十三単位というものを想定いたしております。このうち工業に関する専門教育科目が六十単位、基礎教育科目が十七単位、教職教育に関する科目七単位というものを必修にいたしております。なお残り九単位につきましては専門教育に関する選択科目というふうに考えておるわけでございまして、

○山中(委員) 関連して……。あまりお聞きをしないつもりでございまして、三カ年に短縮することはやむを得ない、しかし実質上教育水準を下げないようにはあるというお話でございますので、あまり事実と合わないの、質問いたしたいと思うのですが、四カ年の大学の教育に劣らない教育を三カ年でするためには、教授陣の充実、さらに施設も四年制大学よりも充実した施設をしていなければならぬ。教授の定員についても、それ以上のものがなければできないわけである。ところが現在の予算書には、そう出ているかどうか。局長にお聞きしますが、四年制大学の教授定員と工業教員養成所で四年の教育内容を行なう濃縮化した三年の教員養成所の教授の定員をお示し下さい。それから施設費は四年制大学の学部と同じくらしい施設費が計上されておるかどうか、その二つをまずお聞きしたいと思っております。

○小林(行政) 政府委員 先ほど野原委員のお尋ねの中にもございましたが、教授の定員につきましては、完成年度一

学科当たり教授二、助教二、助手二というところで組んでございまして。これは御承知のように、新制の四年制の大学よりはやや低目になっておりますが、それぞれ国立の工学部を持つ大学に付設されますので、その大学の方から講師陣の応援を頼むことができるわけでありまして、この非常勤講師手当につきましましては、十分予算を計上しております。なお施設費につきましては、明年度が第一年度でありまして、各付置される養成所ごとに大体五百坪ないし五百五十坪程度の施設を作るといことで、予算を約四億三千万円でございますが、計上いたしておりますので、これは一般の国立大学に比べて、特に低いということとさせていただきます。

○山中(委員) 今の御説明によりまして、四年制大学の教授、助教、助手の定員は四、四、四であるけれども、養成所の定員は二、二、二である。従って二カ年の短期大学の定員と同じじゃないですか。三カ年の教育で四カ年の内容をこなさるんだ。大臣が実質的にやるんだと答えられておる。ところが四カ年の定員から比べると、四カ年の教育に必要な定員の二分の一の教授、助教授の定員にして、しかも三カ年の教育で四カ年の教育の実を上げるといことは、実質的に下げないという理由がどこに立ちますか、文部大臣の御答弁を願います。

○荒木(国務大臣) 御答弁申し上げます。形式的に御指摘になれば、そういう理屈も立ち得る余地があるかと思っております。ですが、私は先刻も申し上げましたが、幾らか足らざるどころありせば、その教育を受ける学生の

心がまえにも期待したい、またそれを受ける教授陣の熱意にも期待したい、こう思います。同時にまた足りない点がありせば、将来に向かってその充実をはかることも当然やらねばならぬと思っております。

○山中(委員) 形式的にとおっしゃるから、今度は実質的に伺いたしたい。工業教員養成所は大学の資格もない各種学校みたいなものである。どうしていい教授がいます。定員は二カ年大学の定員くらいしか人数は与えられない。そうして私立のいい教授がこないようにして、またそういうところにどうしていい資質の人間が入って参りますか。学位ももらえない。そうして今実業界に逃げていくことを防止するために教員養成所を作っておるのじゃないですか。どこから見ても、科学教育水準を低下する、振興じゃなく低下政策だと私は思う。従ってこの案というのは安上が教育なんです。安上が教育する。早く先生を出そうとするならば、三カ年にするために、四年制の大学と同じ教授陣を置き、資質のいい教授を置き、金をかけて三カ年で出すというならそれこそわかる。三カ年で教育するというのに、費用は短期大学以下のような内容に圧縮されておる。私は大蔵省の圧迫か、あるいは文部省における考え方が安上がりと思ふ。教育といふものは人であるという一つの考え方なく、技術者の養成にあくせくとして、あるいは経済界の要求にこたえることにあくせくとして、そういう優秀な技術者を養成するためには優秀な教員が何としても必要だといふ教育政策の根本に対する認識が私は

欠乏しているのだと思ふ。それを形式的にそうであるとか、実質的に高まるつもりであるとか、観念的に大臣がこで言われるということは無責任である。子供だましのような答弁によつて、こういうものを見のがすわけには私はいかないと思ふ。もつと真剣に考えていただきたいと思います。従つてそれをどうしてもやるならば、私は修正案を出そうとしたように、憲法上、法制局が、疑義がない、就職の義務というものを十分与えて大丈夫だと明言をしてい

るのですから、十分な特典を与えて、優秀な人間を集めるだけの、必ず確保するだけの法的責任を持って、それだけの責任のある法律案の出し方をすべきである。お答えは初めから終わりで無責任なその場限りの、糊塗する答弁だと私は考えざるを得ない。

野原委員が質問されているので、私はそう聞くつもりはなかったものでありますけれども、数回の答弁が全部子供だましのように聞えるので、私はお聞きしたのです。どこからいっても三カ年間の教育で四カ年の教育はできません。内容は二カ年の短期大学の陣容です。そうして学位も与えない。大学の学校じゃない。各種学校でないと認めていられない。各種学校である。どうしていい人間が来ますか、資質のいい教授が集まりますか。しかも短期大学二カ年に相当する教授陣しかないじゃありませんか。それから局長の言

うには、講師は時間講師で十分補つて、時間講師の手当は十分出しておる、そんなことは何もないじゃないか。この工業教員養成所の今までの御答弁と予算の立て方の内容を見ましたときには、全部矛盾で、御答弁と事

実は少しも合っていない。いま一度御答弁を願います。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます。教授陣の頭数は、私は相当程度大学に付置することによって、全然独立に養成機関を作るときよりも充実し得ると思います。それから先ほど来申し上げたようなことを含めて、目的は果たし得るかと考えております。

○山中(吾)委員 これで終わろうかと思いましたが、また矛盾したことをおっしゃるので、また聞かなければならぬのですが、現在の大学の学部の教授が定員増になっていない。そうして現在の学部の教授が非常に定員が少なく、月給が安いので、アルバイトもしている。その先生を今度は養成所の教授の定員が少ないうちに時間講師でかき立てる。そうして大学の工学部の教授も手薄にする。養成所には時間講師というよりは、片手間のアルバイト式のもの——私もそういう経験があるのでありますが、予算の一人当たりの時間講師の手当を出さないで、一人分二人にして、そうして講師をかり出してやるというものが現実である。おそらくそうなると思う。技術教育者の養成の学部そのものも手薄にして、片手間のアルバイト式になっている時間講師で補って、それで向上できるといふことは完全にうそである。工業教員養成所については、技術者養成とその技術者養成に必要の教員の養成というものの間に関連性を持っていない。池田長官の方は技術者の養成だけを考へて、そうしてその技術者養成に必要な技術者教員計画というものはその頭に入っておられない。文部省は文部省としての別の即成安上り教育政策だけを考

えておられる。そこに私は、有機的な統一された科学教育振興計画はない、大きな問題があると思うのであります。この点については、あとで科学技術者教育計画と科学技術者教育計画の二つを含んでお聞きしたいと思ひますので、関連質問はこれで終わりますけれども、少なくとも今言われたことは、ことごとく事実と相反することであることだけは、私はここで申し上げておきたいと思ひのであります。

○米田委員 ちょっと関連して小林大学局長に伺います。今社会党席からいろいろの質問が出て、教授、助教授の増員を希望されておりますが、基本的に、私はそれは間違つたことを言つておられるとは思ひません。しかし御承知のように日本の工業界といふものの非常な躍進ぶり、私底に次ぐ工業系統の教授、助教授が完全に充実しておるとは言ひかねるんじゃないかと思ひます。そこへ最近幾つもの学部、学科が増設されております。さらに今度の臨時工業教員養成所の新設になるわけです。これらの方に相当数の教授、助教授を動員するという計画をかりにした場合に、質問するだけのペーパー・プランなら別です。現実論としてそのような相当数の教授、助教授がにわかにはそろえられる見通しがあるかどうか、現実論として私は承つておきたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 この工業教員養成所に対しては、初年度に大体百二十人程度の職員が必要になって参ります。そのうち教官は大体五十人程度でございまして、これはそれぞれの付置すべきもの大学のにおきまして、その工学部なりあるいはその工業大学の学長が中心になりまして、教職員の組織について検討をいたしておりますので、これは間違ひなく充実することができると思ひます。

な国立学校全般についての学生増募に関する教員組織の問題でございまして、明年度国立学校におきましては約千八百人程度の学生を増募いたしますが、これに関する教員組織につきましても、それぞれの大学で準備をいたしまして、すでに大学設置審議会の審査等も終わつておりますので、これも間違ひなく充実し得るものと考へております。

○野原(覺)委員 官房長官がお見えのよりであります。工業教員養成所については山中委員からも指摘がありまして、全く安上りの間に合わせの教育、長い将来の工業教育といふものを、私は台なしにするのではなかろうかという、実は心配も持つておるものであります。この点についてはいずれまた同僚議員諸君からも質問があるうかと思ひますから、官房長官に私は若干お尋ねをしたいことがあるわけあります。

実はあなたがお見えであらうと思つて、先ほど質問の口火を切つたのでございまして、お見えでございませんでした。その際もちょっと申し上げましたが、私は、池田科学技術庁長官と荒木文部大臣との間に、この十七万の科学技術者の不足、それを解消する方途について意見の食い違いがあることを知つたのであります。これはおそろしく政府も御承知だろと思ひます。官房長官も知らないとは言ひないでしょう。

新開でああなたが中に入つてお二人を呼んで調整されたような報道も実は拝見したのでございまして、同時にあなたが知つていらっしゃるならば、池田総理もこれは御承知だろと思ひますのでございまして、この大きな食い違いに対しては、一体総理は、政府は、どのように対処されようとお考へてございしますか承りたい。

○大平政府委員 科学技術庁長官から三月十一日に文部大臣に對しまして御報告がありました事実は承知いたしております。しかしこの報告につきましても、池田大臣からも荒木大臣からも閣議に御協議をいたしておりました。従つて閣議のレベルの問題にはいたしません。しかしながら御報告がございまして、そういう事実を知りましたので、本問題につきましましては文部省と科学技術庁の間におきまして御調整がつくものと期待いたしております次第でございします。

○野原(覺)委員 閣議のレベルの問題ではないという御認識であるとするならば、これは大へんなことであります。官房長官が御承知のように、池田内閣は所得倍増計画を国策として打ち出してあります。そうして十年間に十七万人の理工系大学の卒業生が足らぬのだとその計画書には書いてある。それから四十四万人の中級技術者が足らぬのだと書いてある。同時に総理大臣が議長の決定としてありますこの科学技術会議の決定といふものは、法制上からいってもいろいろの点から考へて、私は閣議に準ずるものだとは理解してゐる。科学技術会議でも十年間に十七万人大学卒が足りない、四十四万人の中級技術者が足りないといふことを述べ

てゐるわけです。このことを池田科学技術庁長官は実は正直に示したのであります。つまりこれは池田内閣の方針だから、この方針に基づいてなぜ文部省は人材の養成計画に乗り出さぬのかといふのがあの報告であらうと私は思ひます。

これは池田科学技術庁長官にお聞きいたしますが、あなたは勝手に池田正之輔個人の所見で荒木文部大臣に報告をしたのではないでしよう。そういう政府の方針であるからという確信があればこそ文部大臣に報告をしたのでしよう。その確信がなくて報告をしたというなら大へんなことでございします。いかがですか、まず大臣のお考へをお聞きしたい。

○池田(正)國務大臣 私といたしましてはもちろん科学技術会議の管申、これを尊重しなければならぬという建前で、また現実には日本の産業経済を見渡しましても、今でもやはり中小企業などでは学校を卒業したりつばな技術者を得ることができないというのが実情であります。かような状態では私は政府の産業経済十年計画は達成できないのではないかと、このことを憂へる。政府の政策は場合によつては目的通りいかなくても、国がいつにいつになつていけばいいのでありますけれども、これはうらはらなんです、そうはいかない。これを私は憂へましたので、文部当局にいろいろ注意いたしましたけれども、文部事務当局はなかなか頭が固いので、私の権威がなかったのか、なかなか聞かない。そこで私は報告、こういうことにいたしました。

私のねらいをこの際一言申し述べさせていただきます。先ほど工業高校や

何かの問題に於いてその人数を聞かれまして、私はその資料のこまかいことを実は持つておりますけれども、どうも文部省から出ておる資料というものはそのときそのとき違うのであります。はなはだ困る。これははっきり申し上げる。そしていろいろ苦労をした結果、せめて大学の面だけははっきり私はつかんだつもりであります。そこで十七万人足らない。それに對して文部省で示しておる数字は、きのうも実は文部大臣とお話をしたのであります。文部大臣は自分の下僚の言うことを信じ過ぎて、委員会などを出しておる数字——これは卒業生の数字じゃない。入学者の数字なんです。そこに大きな食い違いがまたあるのです。実際言いますと、十七万人の国家要請、国家目的、これは厳としてあります。しかるに文部省の現在の計画によりますと、七万三千とか幾らとか言っておりますけれども、実際に短大をも含めて、昭和四十五年までに卒業する数字は五万六千九百三十二人、七万人にもならないのです。もしそれ——これは入学者が全部完全に卒業して職場についた数であります。必ずそこには入学してから職場につくまでの間に、途中でロスが出ます。工学部を卒業しても、新聞記者になったり雑誌記者になったり、代議士になるものもあるでしょう。(笑)いろいろなありますから、それが全部職場につくわけじゃない。そうすると、その中からさらにロスを見なければならぬ。そうするとおるかに下の数字になつてくる。国家要請の四分の一あるいは五分の一という数字しか確保できないんじゃないか、それを私は指摘している

のです。それならばどうしたらいいんだ。策がないんじゃない。ある。それをあえて文部省はやつていないから私は怒つたのです。それはどういふことかと申しますと、大学というものは御承知のように国立の大学があります。公立の大学もあります。県立あるいは都立、市立、それから私学があります。文部省は、そのうちの国立だけにこれをふやすことだけをやっておるのです。そして公立や私立には何ら呼びかけをしてない。協力を求めてない。この態度がけしからぬというのです。国家要請十七万というものが出ていくところ、国立だけでは三、四万人しかできない。これは明瞭です。そうするとここに十何万人足りない。そうしたらこれを穴埋めする方法はあるのかないのか。あるじゃないか。公立の、全国の府県知事なり東京なり大阪なり名古屋なり、市長さんやその他の連中を集めて協力を求める、私立大学の諸君を集めて協力を求めたいのです。それを文部当局がやらないから私は怒つたのです。荒木さんは人がいからそれをよく御存じなかつた。これはけしからぬではないか、国家目的に忠実なるゆえんではないかと聞いて聞かしても、聞かぬから仕方がない、勧告という形で私は出した、こういうこととでございませう。従つて、私は工業高等やその他につきましても若干の意見はございませうけれども、あまりそこまで言つてしまふと問題がこんがらがつてきますから、私は一応大学だけにしほつてやつておる、こういうこととでございませう。

○野原(覺)委員 この種の問題になりますと、さすがに科学技術庁長官で、物事をはつきりおつしやるわけでありまして、敬意を表しますが、官房長官にお聞きいたします。十七万人足りない、それから四十四万人の中級技術者が不足するということは、あなたの内閣の所得増計画に出ておるわけですか。これを解消するといふことは、私は政府の方針になつておると理解しております。私も予算委員でございしますが、そう言つてきたんですが、これは政府の方針じゃないのですか、これを解消することは。大へんなことをさつき聞いたものでありますから、こういう愚問を免しななければならぬのは大へん残念に思ふのですけれども、いかがですか。

○大平政府委員 所得増計画は、御案内のように、わが国に与えられた条件のもとで十年以内に国民所得を倍増に持つていくためには、どういふ政策、手段を組み合わせていけばいいか、こういう一つの構想でございまして、この計画には、これも御案内のように年次計画といふものはございせん。問題は、年々歳々の国家の予算をもちましてそれを具体化していく、その所得増計画の構想に照らしまして、与えられた条件のもとにおきまして最善を尽くして、それに接近して施策をして参る、こういうことが私どもの心がまえでございませう。従いまして、今十七万人、四十四万人の技術者、技能者の不足といふことが所得増計画に對していわれておることは、承知いたしております。その目標に向かつて、与えられた条件のもとにおきまして、政府として最善を尽くすべきものと承知いたしております。

○野原(覺)委員 それが政府の方針だ、解消の目標に向かつて努力するの。それはそれだ、どうも思ふのです。が、そうなりますと、これは閣議のレベルの問題です。だから、政府がそういう方針をとつておるから、池田内務大臣があの勧告ができたのです。あなたは、その次に私が何かひかけるのではなからうかと懸念をされて、閣議のレベルの問題でない、こう言われまされども、これはとんでもないことです。政府の方針に關する問題です。よ。だから、荒木文部大臣も、十七万人の解消はできないけれども、残り十万人は職場訓練とかいろいろな方法で消化していくんだ、こう言つておるわけですか。ところがこれに對して、私は三月十五日に文教委員会に出まして、池田科学技術庁長官のお越しをいたしたいお尋ねをしましたら、そういう文部大臣のやり方は絶対不満だと、こういうわけですか。また食い違つてきたわけですか。しかも食い違つておるものが、閣議の席上で議論をされるならば了解いたします。大臣といへども意見があるのですから、政策については。それが国会に向かつて、国民に向かつて、このように大きな科学技術上の基本的な、しかも日本の国家の最も大事な科学技術振興の問題で、違つた方針がだんだん出されるということになります。私は池田内閣といふものは一体どういふ内閣であるかといふことをお尋ねしなければならぬかと思ふのです。憲法上内閣の一体性といふことが、官房長官御承知のように、いわれておりますが、この点についてはどのようなお考えですか。

○池田(正)内務大臣 この問題は私も関連してきますので、私から一応お答え申し上げます。この問題は、もちろん私も閣僚の一人として、また内閣としても重大な問題でございませう。しかしこれは私の所管に關することとでございませうので、閣議にまで持ち出してこれをやるというよりなことをしなすけれども、私の権限と、微力ではございませうけれども、力においてこれは措置できるだらうという考えで、文部大臣ともつぱら折衝しておつたのですが、若干時間がおれましたが、最終的には、荒木文部大臣も賢明な人ですから、私の意見も多分に取り入れてくれるだらうと私は信じております。そこで国家目標に現在の段階において可能な範囲のことはできるだらう、私はこれを期待しておる次第でございませう。さういふ意味で閣議の問題には私からいってしなかつた、こういうことでございませうから、どうぞその点は御了承願ひたいと思ひます。

○野原(覺)委員 文部大臣に開きませんが、池田さん、なかなかあなたに期待されておるようです。この前の勧告については必ず応じてくれるであらう、こういう御期待を持つていらつしやるようですが、いかがですか。

○荒木文部大臣 お答え申し上げます。池田長官がお考えの通りの期待にいきなり沿えるかどうかはわかりませんが、御勧告の趣旨を体しまして、前向きに善処したいと思ひ続けておるところでございませう。

申し上げるまでもなく、先刻も野原さんも御指摘なさいましたように、学術会議の答申の内容を尊重していくと

いう閣議決定のもとに今日まで参つておりまして、すでに御審議いただきまして三十六年度予算案に含まれまするものも事柄も尊重する線に沿つて政府としては案面いたしましたして、御審議を願つたわけでございます。従いまして、池田長官の御報告は、そういうこととはむしろ別個の今後の前向きな問題として、予算というならば三十七年度以降、所得増進にても九年度間あるわけだから、先刻来申し述べておりますことも含めまして、もつと名実ともに充実するようにしつかりやれという趣旨のことと心得ておるのであります。また当面三十六年度内といつても、もし何かできることがあるならば、努めてこの目標達成のために役に立つようなことを考え、かつ行なうということもまた当然でございます。そして、そういうことも含めて勧告に依じて、私どもの方としては検討をいたしておる次第でございます。

○野原(覺)委員 官房長官にお聞きしますが、あなたが御承知のようにお二人の考え方はずいぶん違ふのです。そこで十七万の不足解消、四十四万の不足解消、これは政府の方針だ、こういうことであれば、どうですか、池田内閣はこの不足を解消するための具体的方策というものは持たないわけですね。まだできていない、こう理解してよろしいですか。

○荒木国務大臣 ちょっと、私がお答え申し上げますにも関連いたしましたので、お答えさせていただきます。先ほども野原さんが文教委員会の質疑応答のことにお触れになりましたように、大学卒業程度の科学技術者が、国、公、私立を通じて、現在

の養成施設のままであるとするならば、約十七万人の不足という勘定になる。そこで施設、設備ももちろんだけれども、特に教授、助教授等の教職員の確保いかんということが、現実には一番逼迫しておるものでございます。それから、そういうことを中心に案面をし、できることならば十年後に不足数はゼロであるということでありたいと思つて、科学技術会議の答申案作業中におきまして、そのことが、直接のことではございませんが、その当時から懸念されまして、現実に行なうことを中心に案面をしなければ、単に数字だけをつじつまを合わせるということでは、これは実現性に乏しいわけだから、ということで作業を進めて参りました結果、遺憾ではございますけれども、三十六年度としては、三千人余りの大学の定員増をはかる以上は、このことはできないというところを、第一年度としまして一応の推定のもとに作業いたしました結論が、十年後に一万六千人の卒業生を出すという希望、それを現状にプラスする、その間何がしかの減耗等も計算に入れたら集計をいたしますと、累積約七万三千人という勘定になる。そうすると、十七万との差は九万七千人ぐらゐの不足となるはずだ。しかし不足だからほつたらかすわけにはむろんないかな。そこで先ほど御返事申し上げましたように、その不足は極力再教育その他でもって充足する努力を関係省庁と十分連絡をしながらやつていこうじゃないかということ、答申作業中からの課題でもあり、また三十六年度予算を御提案申し上げたときからの課題でありまして、事実上寄り寄りという相談はしつづける

現状でございます。ただし、池田長官の御報告もございまして、その当時の考え方、及び予算案提出当時の考え方は以上の通りでございますけれども、さらに知恵をしぼつて何かないかというのを新たな課題として検討をしていこうじゃないかというのが先刻申し上げた線でございます。

○野原(覺)委員 官房長官に私は先ほどの点で御答弁をいただいたので、荒木文部大臣からあのような御答弁がございまして、具体的な方策ができていないのではないかと、私も御答弁でも予算審議をやつてきたのですけれども、非常に遺憾な点がたくさん思ひ出されるわけですが、あなたはいさようは総理を代理してこれらでおるので、先ほどの私の質問にお答え下さい。

○大平政府委員 先ほどの内閣は一体性を持つておるかどうか、私は一体性を持つておると思つております。両大臣とも所得増進計画が指向する技術者、技能者の養成充足にベストを尽くすという方針において一致いたしておると思つております。これを具現する方法におきまして、私が今たびたび申し上げましたように、与えられた条件のもとで教育効果が上がるようにして参らなければなりませんし、財政その他の条件もございまして、そういう条件を十分吟味されて、可能な手段を発見して目的に邁進しようというところにおきまして、両大臣とも完全に一致しておると承知しております。なお、先ほども申し上げましたように、所得増進計画というのは十年間の大きな目標でございます。そしてまた年次計画というものを

特に立てていないのでございます。十年間に私どもの努力で、あらゆる手段を傾けて、倍増計画の指向する目標に効果的に具体的に接近して参りたい、こういうことでみんな一致して努力しようといつたしておるものであります。

○野原(覺)委員 あなたはみんな一致してると言いますけれども、みんな一致していないですよ。それから、具体策があるかという質問に対してはお答えがないのです。具体策がないからこういう食い違いがあるでしょう。これは私は率直にお認めになつた方がいと思つたのです。今なお二人は調整するうちに、お二人自身も努力されるであろうし、それは池田内閣としては当然努力してもらわなければ国民は承知しません。今日の憲法は議院内閣制、内閣の一体性です。閣議で意見の相違がありましても、事、国の政策に関する基本的な問題で違つたことをしやべられては私ども国会で審議はできないのです。できませんよ。一体だれの言ふことがほんとうなのかわからぬじゃないか。それで、こつちに質問すれば十七万解消、こう言う。片一方は七万だと、こう言う。こういうやうな池田内閣の最近の統率のなさ、そういうものを私どもは実は非常に遺憾に思つておるわけです。しかしこれはきよりの本筋の質問でもございせんからやめます。

私がそこで官房長官にもう一点お聞きしたいことは、このやうな事態になつたのはどんな原因があるかということです。教育に関しては文部大臣の諮問機関として中央教育審議会があるのです。しかし私は、事、科学技術教

育、しかもこれは所得増進という国の政策に基本的に關するやうなものを企画立案するにあつては、文部省だけではいささか荷が重いのではないかと、こう考え方を持つのであります。これは総理大臣のもとに直屬して内閣全体が当たらなければ、このやうな混乱が次から次へと出てくるに違ひない。当面の企圖の責任者は科学技術庁長官ということになっております。私が非常に感服いたしましたのは、ケネディ大統領が教育特別教書を出しておる。その中でこう言つておるのです。「国家としてのわれわれの進歩は、教育でわれわれの進歩以上に早くはあり得ない」。教育第一主義をケネディが述べたのです。私は厚生教育長官に對し、教育界、労使双方、農業界、一般市民及び農務、労働両省代表からなる諮問委員会を招集し、これに現行職業教育諸法を再検討、再評価し、計画改善と方針転換のための勧告を行なう任務を授けるよう指示した。私は、政府はあつたやうな審議会をやたらにお作りになりまされども、事、国の政策の基本になるやうなものは、この際やはり中央に大きな何か労働者の代表も含めた、いつも財界の代表ばかり連れてくるのじゃないに、農民の代表も含めた、そういう国民的なものをお作りになる方が、この科学技術者の問題解消のためにも必要ではないかと思ひますが、科学技術庁長官、いかがお考えですか。

○池田(正)国務大臣 お答えいたします。これは社会慣習といひますか、そういうやうな点からもアメリカと日本とはだいぶ違ふので、アイデアとし

ては今あなたのおっしゃったようなことが望ましい。ただ現在の段階でそこまでするということは事実でございす。そういう方向に今後努力したいと思ひます。

○大平政府委員 お答えの前に、さつき技術者、技能者の養成について具体的な施策がないじゃないかということでございますが、たびたび申し上げましたように、毎年度の予算案を通じて、具体案をお示しいたしまして御審議を願うということになっております。本年度の計画につきましてはすでに野原委員御案内の通りでございす。先ほどからも御論議がございすように、技術者、技能者の養成ということになります、教育職員充実にいうこと、施設の充実ということも、今御指摘がありましたように、非常に大事な、困難な隘路になっておると思ひます。先ほど申し上げましたように、今与えられた条件のもとにおいて私どもはベストを尽くすんだということで、年々の予算案を通じてお目にかけ、こういう方針で今進んでおるわけでございす。

それから教育の重要性につきまして、われわれも全く見解を一にいたしておるわけでございす。特に、アメリカにおけるよりも日本において、われわれの技能、われわれの知能は財産でございすから、この開発には特段の留意をしなければならぬという考え方のものと、年々歳々教育費につきましても特段の配慮を加えております。本年度の予算におきましても画期的な増額をはかりましたことは御案内の通りでございす。

○野原(覺)委員 解消のための具体的方策があるとするならば、その具体的方策とは何だ、お示し願ひたい、こういうことになる、官房長官いかがですか、困るでしょう。また私がさういふ質問をしたら時間がかかる。先を急ぐから、私は急いでかいつまんで申し上げたいと思ひますが、私は十七万の不足を解消するには池田科学技術庁長官と同じ見解を持つてゐる。なぜ私立大学を活用しないのかと言ひたいのです。今日の日本の政府くらい私立学校に対して冷淡なものはありません。私もいろいろな文獻をあさつてみたのです。アメリカにおいては、七〇%から八〇%の金で補助をしてゐる。日本は学生の授業料が七〇%から八〇%なんですね。だから何か建物を建てかえるということになると、授業料を上げないといふやういふけない。こういふやうなことで、十七万の解消とか四十四万の解消といふものはできません。これは私の調査でございまして、間違ひないと思ひますが、時間をとるから文部省の発表はもうしてもらいせんが、大学の数は私立が百四十四、国立が七十二、公立が三十三あるはずであります。生徒の数は私立が三十八万、国立は十九万、半分しかありません。公立は二万七千。大学院に至つては私立が四十八、国立が二十五、公立は十一。これをパーセンテージで出しますと、約六〇%は、実は日本の科学技術だけじゃないのです、日本のあらゆる文化の領域をこの私立が引き受けておるのです。これに対して一体どれだけの育成強化をしたのだらうかと思つて、昭和三十六年度の予算を調べてみますと、総額にして国立大学には七百億の

金が出ておる。ところが六〇%を受け持つてゐる私立大学にはわずかに十五億七千万、しかもそれは私立の研究設備助成補助金として五億五千二百万、それから私立の理科特別補助金として十億九百万、こういう私立に対する冷遇な政治といふものは、一体世界のどこの一流の国家でやつておられますか。官房長官御承知のように、イギリスに行けばケンブリッジ、オックスフォードがある。これは八〇%まで政府が補助してゐるでしょう。ですから、私はこの苦しい中であるにもかかわらず、われわれが六〇%受け持つてゐるのだから、わが国の文化の進運はわれわれにあるのだといふので一生懸命にやつてゐるのですけれども、これに対してはきつめて冷遇なんです。私は一人当たりの単位をべん計算をしてみたのです。私立の生徒は四千八百円しか補助を受けませんが、国立は三十九万四千四百円一人の学生に国が実は金を出してゐるのであります。しかも私立大学を出た諸君は、実は国のために努力をしてゐるわけでございす、これが事実なんです。私立大学の育成強化を今までも何べんも言つてきたのですけれども、本気になつて池田内閣は考えてゐるのかどうか、私はこういうことのためにきょうは総理大臣に来てもらいたかつたのです。これは予算委員会でもやつたのですけれども、科学技術の振興と関係があるからあえて取り上げたわけでございす。これは官房長官にお聞きしたいのです。どうお考えになりますか。

○大平政府委員 御指摘のように、わが国の私立が長い歴史と伝統を持つて

国家有為の人材を輩出していくという意味で文化の大きな手になっておるといふことは、野原委員と全く見解を一にいたしております。しかしながらただいま御指摘になりました御見解は、教育制度の根本に横たわる問題に触れておられると思ひます。私学は私学として創立の御精神があるわけでございまして、国家と独立にみずからの力で教育していくという趣旨でできたものと私どもは考えておるわけでございす。もし国家目的に国家の方から進んで御協力をいたしていくといふことに相なりますれば、御指摘のように国家が財政的な協力をするのは当然だと思ひます。こゝに御指摘の御見解は一つの御見解かと思ひますけれども、ただいまの制度から申しますと、私学は国から独立した制度であるといふように思つておるわけでございす。国家目的上必要な施設をお願いする場合におきましては、当然十分の財政的協力をすべきだと考えております。

○野原(覺)委員 官房長官、世界の一流国家はあなたのような方針はもうとつていないのです。政府が補助金を出す基準としては、学校の公共性にあるといふ方針をとつておるのです。もう欧米各国がみな、公共性にあるのじゃない、つまり私立であるか、公立であるか、国立であるかといふことで政府は補助金を出すのじゃないといふ方針をとつておるのです。この基本的な使え方を変えない限り、あなたの方の十七万の解消はできません。どうしてやります。荒木さんは一生懸命知恵をこらしたに違ひないのです。私も荒木文部大臣には苛酷な質問を何

回かしてきましたけれども、今の国立では荒木文部大臣が言う通りです。七万人、これはどんなに知恵を出しても最高限度です。あなたの方が十七万の不足をしてゐるのだ。これを社会に送り、産業界に送らなければ、あなたの方の政策は実現できないのです。その具体策を示さない以上は、池田内閣はやめなかつたやうなものです。そのくらゐあなたたちは所得倍増といふことを今までつたつてこられた。それをやるためには、私立大学を拡充強化する以外にはないのです。つまり政府補助の基準は公共性にあるのじゃないか、こゝにいうやうな大学制度それから学校の行政、財政、こゝにいう基本的な問題をもう今の段階では根本的に検討する大きな委員会を作る必要が日本にはきつておるのじゃないか。何回も私もこゝに議論ばかり蒸し返してきただけですけれども、私立の大学をどうするの、これから先の日本の文化、産業、経済、それにこたえていくには、国立の学校だけでは、もう国の税金だけではまかなえぬのだが、これを一体どう消化していくかといふことを審議するために、内閣に権威のあるさういふ委員会を作る段階が今日きております。これをやらぬ限り、日本の文部大臣は科学技術庁長官からいふまでもさういふやうな勧告を突きつけられなければならぬと私は思ひます。この点についてほんとうにまじめに、おぎなりやございせんよ。きょう済んだらいいのだといふことじゃなしに、あなたたちはきょうは内閣を代表して来られたといふ委員長の話でございすから、私はもつと真剣にお考えいただいて、これは閣議の議題に

でもして政府は本腰を入れて一ぺんこの問題に取り組むという御決意のほどはございませんか、承っておきたいのです。

○大平政府委員 先ほど申し上げましたように、私立大学の性格の問題になりました。私は先ほどお答え申し上げた通りに承知いたしております。ただ当面問題になっておりますように、科学技術者の養成ということは今の至上の課題である、この場合に御指摘のように公立、私立の教育施設に御協力を願わなければならぬということ、野原委員と全く私同見解でございます。この点につきましては科学技術庁長官からも御報告がありました。文部省におきまして、これについての御処置を具體的にお考えいただけるものと承知いたしております。

○野原(覺)委員 この問題はほんとうに真剣に考えていただきたいのです。私はもう時間もありませんからここで質問をやめなければならぬのですが、二、三点、この私学の問題に関連してだけ、最近の文部行政に対してお尋ねをいたします。

この池田科学技術庁長官の報告によりますと、荒木さんにお尋ねします。あなたがたの方は私立学校に非常に冷淡だそうでございますね。それはどういふ点ですか。もう報告については検討されたと思う。そういうことがないならいいのです。私はあの報告を見て、それからいろいろ私もあちらこちらから調べてみまして、実に冷淡だ。とても今の文部省のああいいうやり方ならば十七万どころか、これはもう一万だって解消できはしないというの、私学側のふんまんだと私は聞

いておるのですが、これは文部大臣にお尋ねします。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます。私学に文部省が従来も現在も特に冷淡だということはないと思います。

○野原(覺)委員 大学の学生の収容、定員の変更に関しては、これはどういふことになるのですか。文部大臣が認可をする、そういう法的条件があるのですか、文部大臣にお聞きします。

○荒木国務大臣 私学に対しては、学校法人の認可あるいは学部の新設等の認可という制度があるようであり、今お示しのこと、学科の新設、定員の増加については、あつたと思ひますが、それについては、届出をするというところになっておるかと思ひます。

○野原(覺)委員 届出ではなく、申請を強要した事実はありませんか。届出というものは、ある私立大学が、八十名の増員をするということ、教授会なりそれから理事会等できめたならば、届出したら済むことではありませんか、このことに対して文部大臣はくちばしをいれて、それは相ならぬとかなんとか言つたことは毛頭ないとおっしゃるのですか。

○荒木国務大臣 認可をいたします場合に、認可条件として、学科の新設、増員等の場合は届出になっておりますが、特に当分の間協議をさせていただきたいという認可条件をつけて、ここ数年進捗してきておると承知しております。

○野原(覺)委員 特に当分の間協議をしていただきたいたいののは、法律にございませぬ。それは文部省が勝手に作つて押しつけたのですか。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます。理屈だけから申し上げれば、許可とか認可をいたしますときに条件をつけるというところはよくあることであります。その範囲内において認可条件というものが勘考されて今日に来ておると思いますが、その意味は、だいたい沿革的なこともあるようでございますが、私立大学、私立学校等、自主的に学校法人を設立して経営されるわけですが、一般的には問題はないと思ひますが、中へには認可を受けた、学部の新設、増員等については、学生側から見て好ましくないような条件のもとに学科が新設され、増員が行なわれたという、好ましくない例が過去にありつてあつたのであります。そういうことである、学部の新設、学校法人の認可、それとあつては全然勝手放題だということも、そういう悪い例の場合には適當であるまいということ、認可条件に依存したいまして届出事項ではございませぬが、当分の間は協議してくれということをやつた始めた沿革があるように聞いております。そのことに因ります限りは、私は不当なことだとは思ひませぬけれども、ただ考へますれば、そういう悪い例があつたということから始まつた認可条件であるにしても、もういい悪いは抜きにしても、いつでも何でもかんでも認可条件にかけて実質的認可的なことをやるということ、これは検討を要すると思ひます。沿革を添えてお答え申し上げます。

○野原(覺)委員 これは法律にないのです。そういうことで半ば私大を圧迫してきたのです。文部大臣がお認めの通り。届出ということが法律なら法律通りにやつてあげなさい。沿革としては、それは中にはいいかげんな私立大学があつて問題が起つたでせう。けれども、そのことのためにその法律を、そういう文部省の勝手な協議事項何か知りませんが、押し曲げるといふようなやり方は、いかぬと思ひます。私はあなたの方のそういうものの考え方が、この前池田科学技術庁長官が指摘されましたように、昭和三十六年度には一万人の理工科系大学の計画を日本全国の私立大学が立てておつた。これは私も、実は池田科学技術庁長官に文書で請求したところ、私の手元には来ておりましたが、それは早稲田大学、慶応大学一切で一万何百人になるようでありました。それが千何百人ですね。どうしてそうなつたのか調べてみると、申請は確かにしてない。私立大学は申請はしてない。なぜ君らは計画したのに申請しないのかと言つたら、もういろいろあるのです。こつち言うのです。私はそういうような考え方は、このインスタントの教員養成所まで作らうという文部大臣にしてはおかしいと思ふのです。私立大学は本気になつて——ある意味においては、文部省としても監督機関でございませぬから、それは御調査になつて、いいかげんなところは何かの機会に善処を促せば、商売ではありませぬから、聞かぬでもないと思ふのです。そういうよりな点で、これは池田科学技術庁長官が指摘しておられますように、そういう計画があつたことを文部省は知つておつたのです。知らないとは言ひませぬ。知つておつたので

す。知つておつたら、十七万人の不足という事態を顧みて、君のところはこつちやれよ、あつたやれよと積極的に指導してやつて、ちよつとでも多くの科学技術者を増員させるということが手じゃありませんか。なぜそういうことをやらぬのです。そういうことをやらぬで、何かしら押さえることばかりになつて、何して国の予算を国立大学に投ずる、こつちよりな考え方では、国の六〇の多を担當しておる私立の育成強化はできないと私は思ふのであります。この点について文部大臣としては事情をお知りであるかどうか知りませぬけれども、一つ十分な御再考と御検討をお願いいたします。御所見を承りたいと思ひます。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます。この点につきましては、先般の衆議院の文教委員会において御質問にお答えしたこともございませぬが、その前に、文部省が従来私学をそういう認可もしくは認可条件等にひつかけて意識的に押さえる、圧迫するなどという意図があるはずありませんが、そんなことを行つたことではないと信じます。それは勝手にこの場限りで申し上げるのではなく、そういう建前ですつときたので、結果として受ける方からはそういう感じを抱かれたかもしれないというところだと思ひます。

これは少し長くなつておそれ入りますが、私立大学の設置基準というのがあります。これはもとと終戦直後の、新制大学が充足するに際して、設置基準に關する協議会ができて、私学みずからの自主的な一つの基準を作られた。それを五、六年前に文部省としても拝借して、それを基準に

してきたのです。文部大臣がお認めの通り。届出ということが法律なら法律通りにやつてあげなさい。沿革としては、それは中にはいいかげんな私立大学があつて問題が起つたでせう。けれども、そのことのためにその法律を、そういう文部省の勝手な協議事項何か知りませんが、押し曲げるといふようなやり方は、いかぬと思ひます。私はあなたの方のそういうものの考え方が、この前池田科学技術庁長官が指摘されましたように、昭和三十六年度には一万人の理工科系大学の計画を日本全国の私立大学が立てておつた。これは私も、実は池田科学技術庁長官に文書で請求したところ、私の手元には来ておりましたが、それは早稲田大学、慶応大学一切で一万何百人になるようでありました。それが千何百人ですね。どうしてそうなつたのか調べてみると、申請は確かにしてない。私立大学は申請はしてない。なぜ君らは計画したのに申請しないのかと言つたら、もういろいろあるのです。こつち言うのです。私はそういうような考え方は、このインスタントの教員養成所まで作らうという文部大臣にしてはおかしいと思ふのです。私立大学は本気になつて——ある意味においては、文部省としても監督機関でございませぬから、それは御調査になつて、いいかげんなところは何かの機会に善処を促せば、商売ではありませぬから、聞かぬでもないと思ふのです。そういうよりな点で、これは池田科学技術庁長官が指摘しておられますように、そういう計画があつたことを文部省は知つておつたのです。知らないとは言ひませぬ。知つておつたので

いたしまして、大学設置の場合の認可のものをさしにいたしてきておると承知いたしますが、そういうことで、設置

基準そのもののおい立ちには非常に民主的に衆知を集めて作られており、またその基準に従って誠実に運営してきたことには何ら他意があつたはずはございませんけれども、もし考へねばならないことがあるとするならば、数年前に作られた設置基準というものが、科学技術教育を前向きに、積極的に、池田長官の勧告の線に沿うような意味において受け取つた場合に、将来に向かつてはたしてそのままでよろしいかということは、単にその応急措置という角度からではなくに、新たな科学技術の進展に顧みたる再検討があつてし

かるべきでないか。そういう課題として検討してみたいという意味のことをお答えした記憶が私はございますが、それもまさしく池田長官の御勧告によつてそういうチャンスが与えられたと思つて喜んでおる次第でございます。さらに具体的に検討もしていきたいと思ひます。

○野原(覺)委員 これで終わりたいと思ひますが、最後に池田科学技術庁長官にお聞きしておきます。

私は一万人の増員計画の文書を読んだが、これをいろいろ調べてみたら、あれがわずかに二百名そこそこなんです。こうなると一割なんです。どういふわけであつたことになつたか。あなたはお考えですか。これはあなたの勧告に出ておるわけですか。これは参考までに聞かしていただきたい。どういふわけであつたか。増員計画を持つておつた私学があつたこと

になつたと科学技術庁長官はお考えですか。

○池田(正)國務大臣 お答えをします。今の私学に対する文部大臣の考え方は、私の考え方と大体一致してきておる。私もまことにけっこうだと思つておる。元来日本の私立大学といふものは、ややもすると世間から軽べつ目の目をもつて見られる。つまりそれは一つの事業的な格好で出た面が多々あつたのであります。これはいわゆる私立学校として個人所有の学校を許さないというので、これを途中から法人組織に改めて法人化したのであります。そういう経緯もありまして、その後終戦後今文部大臣から述べられましたようないろいろな経緯もございまして、実際は大臣が御存じなような処置を文部省の官僚がやつておつた、これは事実であります。これはやめなければいかぬ。これを私は指摘しておるのであります。そこで内容をこまかく入りますと時間をとりますから申し上げませんが、何といつても今までの日本の悪い伝統で、官尊民卑といったような思想もそこに胚胎し、あわせて文部省の今までのものの考え方というものがあつても公立尊重、私学を抑圧するといふ考え方にておるとしか私にはとれない。最も文部省の内部に通達した人の話によりますと、日本の文部省といふものは私立大学を絶対ふやさない、これが鉄則であるといふことまで言われているのであります。そういうことか

らやつておることを見ますと、どうもそりゃないか。これではいかぬ。そこで今の審議会ではいろいろな制約をしてやつておる。こういうものは自主的に

に大学にまかせなければいけない。私なども私立大学出身でありますけれども、昔は百人の定員に三百人も五百人も学生を入れてあつた。ところが今は

ことに理工系などの科目を持つておる私立大学が、百人の定員に三百人も五百人も学生を入れたり、先生がしよつちゅう休講々々といつて休んだり何かしたら学生は黙つておりません。学生が内部から学校当局を責めます。従つて昔のようなさうなインチキは自主的にできない形になつて、

こまで日本の私立大学は成長してきておる。これをまだ古い頭から抜け切らない文部官僚が、同じようなものさしで私立大学を見ておる。そこに根本の問題がある。しかし幸いに荒木文部大臣が賢明にこれを取り上げられまして、これから大いに検討し、努力していきこうとおつしやつておられますから、私は荒木文部大臣に大いに期待していきたい、また私は具体的な助言もいたしたい、かように考えております。

○野原(覺)委員 以上で終わります。

○濱野委員長 松前君。

○松前委員 私は二、三の点についてお尋ねしたいと思ひます。時間もおそくなりましてから簡単に伺ひします

が、やはり私学と官学に対する一つの差別的な問題について伺ひたいと思ひます。ただいままでの認可とか申請とかいろいろ問題につきましては、野原委員の質問に対しては文部大臣も、今日まではあのようなやり方をしてきたが、今後はその態度を変えようといふふうに承つたのであります。そ

ういふふうに理解してよろしうござい

○荒木國務大臣 お答え申し上げます。私の立場だけから変えるのだと今直ちに言明することはちよつとむずかしいでございます。しかしさういふ気持ちを保持しておりますという意味で申し上げました。というのは、先刻申し上げましたように、私立大学の設置基準なるものが、池田長官からしかられる文部官僚が独断的にきめたものからスタートしてございまして、私学の方々がお互い御相談なさつて、こ

うし内容充実していきこうじゃないかという気持ちでお作りになつたのをちよつだいに入れられておる、そういうものでございまして、省令だから文部省で適当に要すればいいじゃないか、理屈はそりですが、実質的に申し上げますと、やはり私学の方にも御相談して、現行の設置基準というものは再検討さるべき本質をもつておられますから、右から左に私の独断で変えますといふことを断言することは、儀礼的にも少し申しわけないやうな気がいたしますから、幾分余裕を残して答弁させていただきます。思ひます。

○松前委員 なかなか用心深い御答弁でありまして、さすがは頭のいい荒木さんだといふ感じがしますけれども、しかし今後における文部行政のやり方として、今日までのような認可事項でないものを実質的な認可の姿に持つていく。もしこれを不認可にするような態度をとるといふ方針がきまつたとき

には、その申請を取り下げせしめる。そうしていわゆる法律をくぐるという

ようなやり方をしておられた。これはある意味において非常に卑怯なやり方です。しかしながら私学の立場から見ると、先のたたりがこわいから、まあこの際はいふことで長いものには巻かれるといふことでやつてきておる。それが事実です。だからさういふ態度を今後もおとりになるかならないか、これは文部省当局の態度によつて決定することです。大学設置審議会にそれを審査せしめるかどうかといふことは文部省がおやりになることです。大学設置審議会にそれを付議しないならば、また学科の設置等はしなくてもいいものです。それを付議されるということ

は一体どういふわけだ、その点を私はあなたにお伺ひしておるわけです。

○荒木國務大臣 お答え申し上げます。

元来大学設置審議会は、御承知の通り大学の学長さんや教授という方々が委員になつておられて、国、公、私立の学校関係者がメンバーになつておると承知しております。そこでその審議会それ自体はメンバーとしては私は客観性があると思つてございまして。問題は今申し上げた通り、設置基準といふものが現状もしくは将来に向かつてこれといふかといふ課題が一つ、これはさつき申し上げた通りに御理解いただきたいと思ひます。その認可条件について野原さんにお答え申し上げます。認可条件といふことで実質的には認可事項と同じように協議してくれといふことになつておる。これまた先刻お答え申し上げたやうなことでこれも検討していききたいと思ひます。届出といふこ

とがそれでも要求されているのは、私学の公共性を国民にかわって文部省が監督すると申しすか注目していいこと、その機会を得るために学科あるいは定員の増加のときには届け出て下さい。そうすればその届け出られたところの大学の信頼性というか、実態に即して、それでどうかと簡単に受け取りして済ますという場合と、はたしてそれでうまくいくかということも助言する機会を得るためのものであらうと思ひます。それを認可の実質と同じようにしていることに、場合によっては――その沿革は別として、今日の段階においては、行き過ぎという印象を受けられる面があらうかと思われるわけでごさいます、そういうことからむろん検討していただきたいと思ひます。あくまでも文部官僚、大学官僚と池田長官からしかられますけれども、繰り返し申し上げますが、何かの意図を持って私学を抑えつけてやろうという大それたことをやる顔つきの人は一人もいないようでございます。むしろこの根源は、繰り返し申し上げますが、設置基準の非近代性にあるといふことじやなかろうかと想像いたします。これを前向きに改善するという意味で、私学がもっと自主的に責任を持ってやられるにふさわしいような角度から検討してもらおうという気持ちを持っておることを申し上げたいと思ひます。

○松前委員 実はもう少し勇敏に御答弁を願いたいと思ひます。かねての元氣を出してもっと明確な答弁をしてもらいたいと思ひます。けれどもそれ以上は期待はできぬようでありますから、大休従来の方針は変えたいな

といふくらいな程度のなまぬるい御答にしか承れない、私はほんとうに遺憾です。

そこで具体的な例もありますけれども、たとえば私学と官学に対する文部行政の差別待遇というものは、あらゆる点において現われている。時間がありませんから簡単に申し上げます。まず第一に、大学の設置等に対する校地面積などは私学に対しては広大なものを要求してある。ところが官立の場合においては広大なものを要求してないのです。要求はしておつてもしかるべくうまくやつてそれを通してしまふ、こういうことになっている。私学に対しては政府の補助もないのに膨大な敷地を要求している。設備がでかぬような条件を加味してある。この例は、例をあげるとおつしやれば申します。このような差別をしておられる。そういうふうな官立と私立との間に大きな差別をするがごときは、これは全くへんばな行政であるといわなければならぬのでありまして、今あなたのおつしやつたように、そういうような考え方は持つていないとおつしやつても、それはあるのです。私も官学の出身ではあるけれども、現在私学にも関係しておるが、とにかくこれは具体的に私は体験しておる。だからこれはもう少し内容にわたつてあるかないか、あなたの御所見を承りたいことが一つ。それから能率よくするためにもう一つつけ加えておきます。それは寄付金の問題です。民間からの寄付金において、官立の大学等に対して寄付をする場合においては、とにかく受け取る側でも何でも無条件に受け取れる。そうして法人の場合においてはそれは税金の

対象にならない、こういうことになりまして、官立の大学に寄付金が非常に集まりやすくなつております。私立の場合においては、建物や敷地などにこの寄付金を投じてはならぬ。教育の施設、設備だけにこれを投すべきものであるという条件がついておられます。しかも一年間というワケがはまつておる。このようにいたしまして、私立に対しては一つの条件を付して、そして建物やその他に対してはだめだ。しかしながら中の設備や機械類はよからう。非常に過酷な条件がついておる。これは文部省の問題ではない、大蔵省の問題であります。少なくとも文部行政においてはこの点大蔵省と責任を持って交渉された結果でありましようから、そういうことになっております。

なお寄付金に対してワケがはめられております。君のところは一年間に幾らだけ寄付をもらつてもよろしい。しかもある特定の会社から寄付をもらつてはいけません。一つの会社から寄付金をもらつちやいけないのです。会社から寄付金をもらうときにその私学がひもつきにならないならもらつてもいいが、官立はそんなことは無条件だ。個人の財産を寄付することは私学の場合は免税の対象になっていませう。官立の場合には免税の対象になつていない。このようにして官立を保護して、私学に対して許さぬわけにいかぬから、最小限度に許すが、なるべく伸びないようにしようといふような意図が明確に出ておるじやありませんか。この点に対してどういふ考え方をもちかへたい。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます。第一の点は、明確に差別した実績があるじやないか、知つておるかといふことでございませう。聞いておられます。これも弁解申し上げるようなことを申して恐縮ですが、国立の場合は、たとえば四年の大学であるならば、第一年の施設設備と事務的設備をそろえれば充足いたします。この公共目的を持った学校に対しての監督は国会が最終的にはなすつておる。国の施設だから二年、三年、四年と順を追つて学生生徒に迷惑をかけることはないでよろしいといふことでスタートする。私立の場合は、従来は四年制の大学を作るのならば四年まで全部職員したときの施設設備をそろえていなければ認可しない、一番最初はそれだけであつた。ところが、それもあまりに過酷すぎるというので、設置基準が順次ゆるやかになりまして、今は六割見当ならばよろしいといふことにして承知いたします。これとも国立の場合に比べればまさしく過酷であるといふように見えることは当然のことであります。私は難談の中ではございませうが、私立の大学で一年の設備だけをしてスタートを切つたのが、その大学の資産状態、信用状態をいけば、二年の進学がおぼつかないかもしれないといふおそれがあるならば、それは特別の措置を考へてもいいだらうが、そうでなくて全幅の信頼が置ける、その裏打ちもあるといふ場合ならば、国立と同じような考え方で認可してもいいんじゃないかと考へる方がございませう。いかと難談をしたことがございませう。これとも先刻申し上げましたよう

に、もちろんそうするのだと言ひ切れるものじやございませうが、堅持としては私学もだんだんと基礎も確実になつてきた現状でございませうから、その現状に即して今後に向かつて設置基準が考へられてしかるべし、そういう課題と思ひます。元来私学は、官房長官も申しましたように、日本では国が補助金をやつたり何かしてはいけないといふのが根本の立て方になつておる。ただ国の監督に服するといふ関連において補助金を出すことがよくできる。一時は憲法違反論まで出ておつたことも承知しておりますけれども、そういうことではないので、憲法の解釈上可能な限りは国も助成していくべきだ。それにしましてもおのづから限度がある。一般に公共目的を持つておる事業に対しては、国が特に注文をするといふか、要請してやつてもらふ。本来の私学プロパーの立場からは、当然にやるのじやないけれども、国の目的にも協力しようといふ話があるまれば、そこに初めて補助金も出せるのだという考え方で、御案内の通り乏しいながら助成金を出しておるということでもございませう。従つて松前さん御指摘の通り、民間からの寄付金等なるべく集まりやすくするよう協力することも、また公共目的を持つております私学に対する政府側としての当然の協力の課題でなければならぬと思ひます。その成果があまり上がつてないじやないかといふおしかりだと思ひますが、まさしくそうだと思ひます。もっと私学の公共目

的に賛同した方々から浄財が集まりやすくする努力をしなければならぬと思ひます。そこで昨年来関係省庁と打ち合わせをいたしつゝ、法人税法の關係政令を改正いたしまして、わずかでございませうが寄付が集まりやすい窓口が少しでも開けたことは、貧弱でございませうけれども喜んでおる次第でございませう。今後もっと窓口を広げ、さらに効果的に私学振興に寄与する道を寄付金を集めやすくするという角度から検討し、努力していきたいと思つておるところでございませう。

○松前委員 寄付金の問題で簡単に回答をお願いいたします。財産を寄付する場合において法人は免税する、個人は免税しない、こういうことになっておる。そういう点は今後どういうふうな取り扱いをしようとしておるか、お伺いしたいと思ひます。

○荒木国務大臣 御指摘の通り個人からの寄付はできないようになっておると承知しますが、これは法律の改正を要しますから、将来法律を改正してでもそれができるようにしたいものだと思ひます。外国の例等も聞いておりますが、外国では資産家が遺贈の形で自分の資産を残すということが多くあるものであります。あるいはまた相続財産を寄付する場合に特典が与えられるとも聞いております。そういうふうな外国の例等も調査もいたしまして、個人が寄付する道が開かれることは望ましいと思ひますから、何とか一つ努力してみたいと思つておるところであります。

○松前委員 東京大学の工学部の校地面積は、聞くところによると五万八千坪という公称になっておるそうです。

ところがあそこ敷地は大体十萬坪くらいしかないようでありませうが、そうするとあそこ大部分は工学部が取つておるといふことになる。行つてみると工学部はすみっこにありますが、そういうふうなデータでいろいろな学部や学科の増設等を大学設置審議会が適当に審議しておきめになっておる。私学だけがインチキをやつておるのではないのです。文部省自体にインチキがあるとは見ておる。あるいは政府が所有しておる例の東大のゴルフ場、あれまでもお入れになっておるかもしれぬが、ゴルフ場までも与えてある。そういうふうな官学偏重の体制というものが、私学との間に行政の面においての相当な格差がある。不公平がある。この点については、さつきない盛んにおっしゃるけれども、現実にあるのです。私は一問一答はいたしませんけれども、そういうふうな片一方にはゴルフ場までも許しておつて、しかもその大学の卒業生だけしか行けない。これは一体どういふものでしょう。大学の監督の衝に当たる文部省としては、そこまで黙認されますか。そうして敷地の問題を私学に対しては非常に厳重な条件をお出しになります。その点を一つ、概念的でもよろしゅうございませうから、あなたの御答弁を伺ひたい。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます。ゴルフ場のことは知りません。ただそういう具体的な結果的に差別があるなしを一応別とさせていたたいで、先刻申し上げる通りに、根本は設置基準というものの再検討から始まつて、そして大学設置審議会のもの考

え方が現在から将来に向かつて万人に納得できるような線が出るように私は希望したいと思ひます。そういう努力をしていきたいと思つております。

○松前委員 万人に納得できるという抽象的な言葉で逃げられるのですけれども、現在のようないくつかの文部省のいわゆる大学設置審議会の委員の選定の方法、あるいはそのよつてきたところの具体的な経過というものを、あるいはまた設置審議会を形成する人々の出身の母体、これらのものを検討しますときに、それらの中に今私が言うような要素が入つておる。これを私どもは現実の問題として認めざるを得ない。私はこの間まではそこまではないだろうと思つておつたのですが、思つておつたらとても根の深いところにちゃんと準備してある。あなたが上だけなでくり回してみても決してできませんよ。根が生えておる。そういうふうな長い歴史の中にちかわれてきたところのそういうふうな風潮が現在文部行政を毒しておると思ふ。これに対してはあなたはどういう認識を持つておられるか、伺ひたい。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます。今御指摘のような深いところまでことごとくの認識は私はございませう。しかし制度論からいけばそんなこととがあるはずはない、あらしてはいけな問題だらうと思ふ。審議会のメンバーをどうするかは、任期もあることですから、すぐにどうこうということではできない道理でございませうが、大体聞きましますと、大学の経営にあたる側の意向と教授グループというものは、必ずしも同じ課題についても一致しない傾向を帯びる。そういうことで長年の

間にいろいろと複雑な条件を作り立てておるのじゃないかと推察するのでございませうが、これは単に推察であつて当たらないかも知れません。私はもし松前さんの説に従つて、審議会の委員のメンバーをあらためて考えようとする一私見とするならば、教授側に立つ方、経営側に立つ方、さらに文部省それ自体を代表するような者、たとえばそういうふうな構成にして、従来の審議会できまされたことは文部省としては原則として一言も言へた義理じゃないという、非常に民主的なようではありますけれども、多年の間には一つの方

向づけができてしまつておる。この間に立つ意味におきましても、そういうふうな考慮が必要じゃなからうか。文部省という権力が介入することを意図するといふ意味では全然なしに、国民の考へ方からいけば、役人が私学に干渉してはいけない。しかし公共性については国民にかつて関与せねばならない。その関与する場合に、役所の権力のほしきままな意欲が動かないように、いわば民主的な機関が二つあつてチェックするならば、よりよい結果が期待できるだらう、そういうことであの制度は生まれ出でるかと思ひます。しかし御指摘のように、考え方にありますれば、池田さんからはしかられますけれども、文部官僚といへども国民に奉仕する、私学の關係でいけば私学に奉仕すべき役人であり、雇人である限りは、私学を持つその使命を最も効果的に、合理的に発揮させるようにする使命は当然持つていなければ、役人たる資格はないわけですから、そういうことに御信頼をいただ

て申し上げておるわけです。

もう一つ伺ひたいことは、私学審議会とそれから大学設置審議会と申しませうか、二つある。そして私立大学はこの二つの監督を受けなければ——監督というか、その議を経なければ、大学の設置も学部の設置も認められないうふうな格好になっておる。官立の方はそんな必要はない。そのようにして二重も三重もかきねを作つて、なるべくこれを通すまいというふうな持つていこうと思へば持つていけるように仕組みができておる。同時にまたそのような動きが多少あるようです。この点については文部大臣どういふふうな考えですか。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます。正確なことはまだ承知いたしません。ただ推察を交へることを許していただければ、二つの審議会を経るということにしましたのは、アメリカ的なもの考へ方からいけば、役人が私学に干渉してはいけない。しかし公共性については国民にかつて関与せねばならない。その関与する場合に、役所の権力のほしきままな意欲が動かないように、いわば民主的な機関が二つあつてチェックするならば、よりよい結果が期待できるだらう、そういうことであの制度は生まれ出でるかと思ひます。しかし御指摘のように、考え方にありますれば、池田さんからはしかられますけれども、文部官僚といへども国民に奉仕する、私学の關係でいけば私学に奉仕すべき役人であり、雇人である限りは、私学を持つその使命を最も効果的に、合理的に発揮させるようにする使命は当然持つていなければ、役人たる資格はないわけですから、そういうことに御信頼をいただ

て申し上げておるわけです。

御審議を願った、こう心得ておるわけでございます。その推定の数ではございまして、約十萬近い不足があるという事は、遺憾千萬ではございませうが、それは今の池田内閣の施策よろしきを得たか得ないかの問題というよりも――責任をのがれようというのじゃないに、そういう問題であるよりも、もっと以前に、私から申し上げぬでも松前さんが万々御承知の通り、科学技術そのものの進歩発展のテンポが、日本人はもろろ、世界の大方の国民も予想しなかつたように、突如として新しい発見があり、それを契機として、科学技術の急速な進歩発展が現にある。そのことが、単なる試験管の中の発見にあらずして、現実の社会生活にも結びついたものとして急激な発展を遂げてきた。それをめぐって、国の産業あるいは国民経済という角度から見ましても、何としてもこれに追いついていかぬことには、民族それ自体の繁栄というものはあり得ないという、緊急課題が突如として現われたがごとき姿であると思ふのであります。ですから、できるならば数年前から、今課題になっておるがごときことが考慮せられて、政府側としても、積み重ね方式でもいいから、着々努力がなされておつたりせば、それを教育の場に持つてきて申し上げるならば、十萬人近い不足が出なくて済む現実の条件が熱しておつたりと思ふのですけれど、遺憾ながらその点について、日本全体としての置かれた条件が、米ソを念頭に置きまして、とても及びもつかないときに、その要請が突如として出たところの悩みが、具体的にいえば、十万人近い大学卒業程度の高級技

術者の不足を、第一年度としては表面に押し出して、それからスタートして、半年でも早く、一年でも早くそのギャップを埋める努力をせねばならぬい場面に追い込まれておるといふことだらうと思ひます。従ひまして、その欠陥を、ありのままのことを表面に出して、それからスタートして、年を追うてあらゆる努力を、教育の場のみならず、もうものの課題と取っ組んで解決しつつ、科学技術の進歩発展におくれざらんことを期し、かつ所得倍増の目的を達したい、こういう課題に、池田内閣はもろろのこと、国民全般が直面しておるのじゃないか。その中の一つとしての教育の問題としてとらえて、科学技術庁長官の勧告も含めて真剣に前向きに努力すべきものだ、こう思つておるわけでありませう。ですから、繰り返し申し上げますが、予算に關する限りは、三十七年度以降八年度、九年度と今後の九年の間に極力努力をして、足らざるところを補つていくという使命もわれわれは与えられてゐると思つております。

私学のことを具体的に取上げましたも、国の予算というところに入れないに私学だけでやるかといふことになるかと思ふのです。その資金は寄付金に仰ぎたいといつても、その寄付の窓口を広げること等から始めて当たらなければ、諸外国並みにはいかないといふ悩みも現にある。だから私学の問題も含めまして、予算と關係ないところも当然考え、かつ行なつていく責任を感じます。

○松前委員 いろいろまだ問題もありませうけれども、この辺でやめたいと思ふのです。

政府の中における矛盾、科学技術庁と文部省との間における矛盾、相反する立場において今日まで進んできたかのごとくに私どもは見受けておつたのですが、その点については、多少、今日ただいまの文部大臣のお言葉で、科学技術庁長官の勧告に対して誠意を持って善処するといふ、しかも多分急速にという意味は言わなかつたけれども、そのつもりで言われたのだらうと思ふのですが、この問題は非常に深刻な問題であり、日本の歴史としてもこういう事態が起こつたことは非常に私には幸福であると思ふのです。だからしてこういう事態を、苦い薬がかえつてからだにもきくようなものでありますから、これを薬にして、一つ今までの行き方に対してとらわれない思い切つた施策を、勇敢に実施してもらいたい。あまり用心深くやつておられると時間がかります。その点は一つ勇敢に進んでもらわなければ、この問題は解決しないと思ひます。

いすれ今後政府の行き方を拝見しまして、時間を見てまた御質問をしたいと思ひますから、今日はこの程度で質問をやめます。

○濱野委員長 山中吾郎君。時間ですから簡単に願ひます。

○山中(吾)委員 文部大臣にだけお聞きすることは文部委員会でお聞きすることにして、科学技術庁長官と文部大臣の関連事項だけ簡単に聞きたいと思ひます。

長官の方から勧告をされたに對して、文部大臣の方は文書で御回答をさ

れたのか、あるいはされるおつもりなのか。もし、されない場合には勧告しつぱなし、あるいはされつぱなしにするのか。長官の方では、意思統一するまで再勧告する、あるいは一致点の結論を出しになる御方針なのか。それを先に両者からお聞きしたい。

○池田(正)國務大臣 これは単に私が思ひつきや物好きでやつた仕事ではないのであります。ただいま松前委員や野原委員からも御指摘があつたように、これは今、日本の国家に課せられた大きな課題であります。日本の産業経済の伸展をはかるとともに、世界各國に伍して日本の科学を伸ばしていく、そのためにはどうしても科学技術者の養成といふことは刻下の重大なる要請であります。それにつけても、文部省のやつておることは私には納得できない。文部当局は、先ほど来、三十七年度から三十七年度からといふことをよく言われるのであります。しかし今となつては予算が済んでおりますから、そこで予算がなくともやつていける面があるはずだ、これを指摘しておるのであります。こういう段階になつて参りますと、一年といふことは非常に重大であります。でありますから、私はこの一年を待つわけにはいかなない。予算の裏づけがなくともできることはあるはずだからそれをおやりなさい。これをやれないようだったら、日本の科学技術の振興といふことはできない。私は長官としての立場から、非常に重大に考えております。であるからこそ、かような勧告というやうな非常手段をとつたのでございます。従つて、もしもこれができないといふことになつて参りますと、私は閣僚として、また日本の良心ある政治家としての責任はとれなくなる。私はそれだけの決意をもつてやつたつもりでございます。

○荒木國務大臣 お答え申し上げます。

先ほど来申し上げますように、池田長官の勧告をすなおにお受けいたしました。御答弁を申し上げておるようには、この勧告に對する受けました側の態度は、国会において表明いたしました。文書の御回答などというやうなやつたことは必要でないと思つております。ただ当面の問題もありましようが、長きにわたつて考えなければならぬ重大課題を、大所高所からお示しいただいておるわけですから、参考資料等に掲げてあることもむろん参考にいたしますが、その片々たる数字などは、池田長官は初めから念頭に置いていらつしやらない高邁な御忠告でもありますから、けんけん服膺いたしまして、予算としては三十七年度以降年々歳々努力すべきものである、また予算を伴わないものについても、先刻松前さんにお答えしましたやうな心がまえで、実行できるものはむろん実行に移す、検討を加えて実行にたどりつくべきものは、そういうものとしての全努力をする、こういう心がまえであります。

○山中(吾)委員 法律上勧告権というものがあるのですから、当然に文書をもつてそれに回答するといふ何か法的な義務があるのじゃないか。国会でどう言われても、設置法そのものに基つて文書によつて勧告する権限があれば、

受ける方は正式にその勧告をした国務大臣に対して、文書をもって回答すべき義務があるのじゃないかと思ひますか、いかがでしょうか。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます。

勧告された方からは、必要ならば文書で回答を取られることもありましようが、いずれにいたしましても、この問題は、政府内部のそれぞれ権限に基づく行政行為でありまして、政府の責任において、回答を取るなり取らないなりすべき性質のものであらうかと思ひます。池田長官はまた別途お考えがあらうかと思ひますが、事柄としてはそういうものと心得ております。

○山中(吾)委員 私は、法律上勧告する権限が与えられておる場合については、やはり正式に何らかの回答をすべきものだと思ひますので、これは法律解釈の問題ですから、法制局からお聞きしたいのですが、きょういなければ火曜日でいいです。そうして両国務大臣にどうしても意見の相違がある場合には、そのときに総理大臣が判決を下すように、そこに私は内閣という組織があると考へておるのです、今のようなお話では、これは勧告しつぱなし、受けつぱなしで、池田長官のお話では、そういうことでは許されな、国務大臣として真剣な責任を感じて勧告をしたという御答弁なんです、文部大臣のその今の答弁で、池田長官はそれで御満足してお聞きになつておられるのですか。それを先にお聞きいたしておきます。

○池田(正)国務大臣 これは賢明な文部大臣でございますから——何しろ文部省という役所は厄介なところで、率

直に通俗な言葉でいいますと、小じゅうとみたいなのがたたくさんおりました、それが妙な組織になつて、なかなか外からちよいと入つた大臣や何かでは手がつかぬところがある。荒木さんよりは私の方が文部省のことはよく知つてゐる。なかなか容易じゃない。そこで荒木文部大臣もあつた御答弁をなすつたのだらうと思ひ、またお互いに同じ閣僚の中におつて、またお互い友人として話し合つてゐることもあるし、法律的にはどうなるかは知りませんけれども、必ずしも答弁とか、回答とかいったようなものは私は考へておるのせん。むしろ実態を私は考へておるの

で、一つお互い同僚閣僚として、この国家の要請にこたへるような措置をとるようにお互いに努力していきたい、かように考へております。

○山中(吾)委員 今科学技術庁関係の報告を見ますと、勧告に基づき当該行政機関のつとめた措置については報告を求めることができ、こうなつておるわけですが、その報告をお求めになつてその措置をとつていかれるか、いかなれないか、それくらいはしないと、法律に基づいた勧告というものでなく、ただ個人的に意見を述べたということになると思ひますから、その点は私はやはり報告をお求めになつて、將來の見通しに責任を持つようにすべきだと思ひますが、報告をお求めになりますか。

○池田(正)国務大臣 文部省が私の勧告を尊重して行動を起してくだれば、私はそれで結果的に満足だと思ひます。従つてその十一條の四項による報告を求めるかどうかということ、はまだそこまで考へる段階じゃないと思

う。もしも文部省がどうしても聞かないということになれば第四項、それでおかつ聞かなければ第五項、なおかつ聞かなければその次の手と、これは手は幾らでもあるはずであります。

○山中(吾)委員 大いにあらゆる手を使つて内閣の方針が実現するようにわれわれも見守つていきたいと思ひます。ところがこの長官の勧告に対して文部当局においては反論をした、勧告にこたへたのではなくて反論をしたということが新聞にも載つておりました。その中で、その反論されつぱなしで——その勧告に従つてという措置をとりたい、この措置はとれないといふならば回答でありますけれども、一つ一つ違つてゐる反論されつぱなしで、そうして意気軒高たる長官がなめておるといふようなことでは、私は何のための勧告だか、演出のような勧告のような気がするのを念を押してゐるわけですが、その中で第三者として見ても、こういうことが書いてある。私立大学においては三十六年度に一万名の理工学科の学生増員計画を持つてゐるとしてゐるが、現実に申請された増員要求は一千三百五十人で、このうち一千八百五十人が許可されている、長官の勧告では、私学においては一万名の理工学科の定員増を要求したが、たつた一千人くらいだ、文部省ではそうでなくして事実要求されたのは一千三百五十人である、こういうふうに反論をされておるわけですね。こういうことについてはいかがでしようか。

○荒木国務大臣 今の御質問について申し上げますが、新聞に何か反論らしいものが出たのは私も見ましたが、私は全然知りません。しかし事務的には

そんなことがあつたかも知れません。それ自体は大した問題ではないと私は思ひますが、ただ私学に一人の増員を引き受け得るのだという気があつたとは思ひます。思ひます、政府として科学技術庁だ、あるいは文部省だという立場において公式に申します場合には、やはり私学からの御申請によつて、それに対して法律で定まつた助成金を乏しいながらもつけ

るかつかないかという課題で登場しなせん、現実にはそういう計画があつたとは申し上げかねると思ひますが、従つてこの参考資料に書いてあります池田長官の勧告に関連する問題としては、あくまでもその将来に向かつての努力目標といふか、そういうものを私学は持つておるのだぞ、そのことを今後において機会があれば取り上げてしつかりやれ、そういうことをやらなくともとのギャップを埋める時期が来るぞと承知しておるのではありません。二、三日前でございましたが、私学連盟その他の三団体の代表者が四、五名の私の部屋においでになりました、私学としての一応正式な陳情書というものをちやうどいしました。これは一般的ないろいろな前向きな課題としてこんなことがある、こういう改善をしてくれ、あるいは科学技術者養成についてこんな考え方を持つてゐるのだということ、これを意思表示をしながら来られまして、これは印刷されたものを持つて正式に陳情に来たのだ、こういうお話でございました。そこで事柄として私は全部賛成であります、これを實現せんとするならば、何としても来年度の予算というものでないといふ具体化しませ

んので、そのことも申し上げつつ、きゐめてなごやかに話を申し上げたような次第でございます。

○池田(正)国務大臣 勧告についての文部当局の反論ですが、実は私は見出しだけ見て、中は見ておりません。もう言うとしかれるかも知れません、が、属僚の言うことを一々——私もはそういう低い角度でものを言つておるのではない。そんなことは眼中にないので。

それから今の一人云々の問題、先ほどの野原委員からの御質問にもあつたと思ひますが、私はちよつと忘れしました、これはこういうことなんです。つまり去年の秋に私立大学の連中が集まつたわけですが、お互いにどの学校ではこういう学部をふやしたい、おれのところはこういうものをふやしたいといふものを寄せ集めて一応検討してみたことがあるのですが、その数字があれなんです。ところがそれが申請されないという理由は、つまり今いろいろの審査規定がございまして、それでみながつめて出さなかつた、こういうことです。しかも今大学設置大学設置といふすけれども、世間ではややもすれば新しい大学を作ることを念頭に置いておるのであります、今これから新しい工科大学なり何かを作るといふことは、手数もかかるし、人間も實際問題としてなかなかむずかしいことです。私立大学は東京その他にもりつぱな大学がおりますから、そこに科目をふやしていけば千人でも二千人でもできる。そこでもつと具体的にいへば、文部省はこの際のことしの予算では補助金も何も出さなけれども、とにかく力のある学校は

一つ協力してやってみてくれぬかと、一言文部省が声をかけてやればやれるわけなんです。しかもそれが弱体で先に行つて先細りになつて、あとは財政的に参つてしまふというやうな学校もあるかもしれないが、そんな学校ばかりではない、りつぱな大学がたくさんありますから、そういう学校に協力をしてもらつたらいいじゃないか。そうすれば今まで電気学科というものは一つしかなかったが、そこに今度は弱電を置く、あるいは電子科学を設ける。

いろいろな社会の要請している、国家の要請している新しい学科がたくさんあるわけなんです。それで既設のそういう大学に、君のところは一つこれを設けてくれ、これを心配してくれぬか。あるいは公立の場合も同様であります。東京都立大学で、君のところではこれ大阪にはこういう教授がいるはずだ。そういうところまで親切に検討して、大阪にはこういう専門家がいます。そこでこういう科目を置いてくれぬか。それをやつたら立ちどころに金一文も要らないで、国民の税金なんか使わなくても、りつぱに二千人や三千人の学生がふやされる。それを私は指摘している。それをやらぬから、文部大臣は人がいいから、よく知らないものだから、事務当局にだまされて、できないという御念を持っている。この間からだんだん私は話をしてみると、ああそうかということだ。いふ歩み寄つてきましたから、一つこれからお互いによく話し合ひをいたしまして、可能な範囲においてこの国家要請にこたえるようにお互いに協力しようではないかというのが現在の段階であります。

○山中(吾)委員 文部大臣を非常に弁護されて、事務官僚が悪いとだけおっしゃつておられますけれども、今の一人というの、今長官が言われた通りに、一万人を工学部で教育したい。そして私立大学においては真剣にそれをお願いしようとしても、設備その他が六割くらい保有していなければ認めないのだ、国立の場合には何があなくても認めるという基準に差別があるから、これを直すようにという勧告をされておるわけですね。ところが文部省の反論には、私立の教員厚生施設が初年度において完成年度の六割を持つというところ、大学設置審議会が私大側が了承したことである。国立大が初年度だけをきめるのは、二年目から標準予算で組まれることになつてゐるからだ、そういう反論をしている。そして大臣は人がいいからそれは知らないのだ。長官の勧告は、現実には六割しか教授の厚生施設が完成しなければ許可をしないということならば、これは永久にできつことありません。そして文部省の方では、いや私学が了承しているのだ。これは了承を強制させたのと同じことだと思ふのです。従つて一万人の工学部学生の増設計画というものは、やはり厳然として私は存在しておつたと思ふ。反論には一千名しか事実はない。それを六割の準備をしなければできないという、これはできつことないわけなんです。そういう勧告に対して反論はできない、これはやりたひというのではなくて、それは全部違つてゐるのだというふうなことだけではない。

○池田(正)國務大臣 私は来年の約束をしておるのではありません。今年の話をしておる。そこで今年の話をしておるので、最初は文部省がただそこにゐるやうにわけのわからぬ、弁解のわからぬことを言つておるわけなんです。そんなものは私は問題にしておりません。それは見当違いなんです。数字の話から申しますと、数字が違つておる。私が取り上げました数字は、これは文部省が大蔵省に予算要求として出した数字を私はつかんだ。その後文部省が若干ふやしておる。それは実施面において若干違つてくることはわかつておる。ふえてみたり減つてみたりしてゐるのです。そこでそんな数字を出して、これは違つたとかそれではいけませんから、私の最初に出した数字は、予算要求に盛られた数字を基礎にして私は出した、それも違つてゐる、これは官僚的なものの言い方なんです。子供相手にしても問題にならぬ。そこで問題は今年をどうするか、今年やろつとすれば、とにかく東京にはりつぱな大学があるのですから、そこで科目を三つや四つ、多いところは十くらいふやしてもやれますよ。そういう大学がある。あえて名前はさしませんけれども、そういう大学が三つや四つは東京にある。だからそういうところから科目をふやしてもらつて、国家要請に達するようにしたらどうだろうか、こういうことなんです。そこで最初の間はだいたい私も勇ましくやつておつたのですけれども、あまり話がわからないでやつておつたのですが、大體話がわかつてきましたから、これ以上やるとかえつていけないから、私は結果をとつとびますから、その結論を得たいと思つて、そこでせつかく話しておるところでありますから、あなたから見たら勇ましくけんかしてもらつた方がいいかもしれないけれども、そんなわけにもいきません。私はこの国家目的達成のために努力したい、こういう考えでやつておるのであります。

○山中(吾)委員 そのことは大体これでお聞きしておいて、これから将来をうかがふ実を結ぶやうにお願いしておきたいと思ふのです。事実私学というのは認可になつたならば、あらゆる努力を払つて、毎年施設を充実していくんですが、公立関係は認可になるとやらない、逆なんです。一たん認可になるともう予算は縮小していく。大きい敷地で何万坪という計画を立てて文部省に申請をして、認可になるとこれはやらない。認可になるとこれはやらない。お互いに公立的な立場ですからにらみがかかない。私学の方が忠実だと私は見ている。私の体験からいつても……。だからその点は認可基準その他についてはほんとうにこれを充実するならば、やはりこれから文部大臣と実態をお調べになつて推進する具体的な話にお入り願ひたい、かように希望を申し上げておきます。

それからあと一つだけあります。この科学技術者の養成計画についての基本方針について、一応長官の考え方と文部省の教育計画を立てるときの基本方針の考え方だけは一致していかないと、私はやはり勧告のしつぱなし、非難のしつぱなしということになると思ふのです。お二人に聞きたいのですが、たとえば日本の技術者養成に高級科学技術者と、それから中級、中堅という言葉を使つたりしておりますが、中級科学技術者と二本建て養成を考へておるのか、あるいは高級あるいは上級科学技術者、中級科学技術者、初級科学技術者と三本でこの計画を基本的にお考えになつてゐるのか、長官はどつちなんです。文部大臣はどう考へておるか、これは一致してゐないかと教育計画はみなまちまちで勧告しつぱなし、されつぱなし、それから一致した体制が出ないのじゃないか、経済界その他からも要請があるでしようが、その点の基本的な考え方を聞かせておきたいと思ふ。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます。

教育プロパーのことは私の責任でございますが、最初にお答えを申し上げますが、大学卒業程度の者を上級の技術者と通称しておるようでございますが、それが一本、それから高等学校課程、工業高等学校課程を終えたいわゆる中堅技術者あるいは技能者と称せられる者が第二のもの、その次は、三本建とは申し上げかねますけれども、これは一般的に科学技術教育について下地を作る程度を出ないとはむしろ思いますけれども、義務教育課程においても、特にそういうことに重点を置いていこうということでございます。技術者もしくは技能者と名づけるならば二本建、大学卒と高等学校卒という考え方でいっておりますし、今後いきたいと思います。この線はまた、科学技術会議の答申の線でもございまして、科学技術庁でお世話をなさる科学技術会議のことでございますから、おそらく池田長官も御同感じゃなかりかと思っております。

○池田(正)国務大臣 今、文部大臣が言われたように、現在の段階では、大体二本の形で進んでおるわけでございす。しかし、実際の実情から見ますと、これは御承知のように、ハイ・レベルの研究者の段階から、一般の工員の課程まで、幾つもの段階がございす。従って、それにマッチしたいというふうな段階があつていいのじゃないかというふうに私は考えますが、しかし、それを基本的にとりかかるといふことになつてきますと、なかなかむずかしい問題にぶつかつてきます。それから

また、これからの——これは文部省の立場になります、これはまたわれわれの立場から見ても、日本の科学者といふものは、今十七万、四十四万と云つておりますが、それだけで十分であるのか。一応あつていふ答申が出ておりますけれども、現在の世界各国の情勢と比較して、それで一体満足しているのかどうか。あるいは、それが余つてきて、失業者が出てきて困りはせぬかといったような逆な考え方もあるかも知れませんけれども、そういうよりな面から見ますと、これはいろいろ考えなければならぬ。また教育の面になりますと、よいことを言うよりでありますけれども、御承知のように、私もいろいろ全体主義の国家的教育制度を見て参りました。これらの国々の中には、科学者、技術者を養成することが非常に急がれておるために、いわば非常にお粗末な——普通学といふものはほとんどやつてないで、そしてほんとうの土木なら土木、測量なら測量、水理なら水理といったものだけをやって国家要請にこたえていくといったようなところもあるのでございます。しかし幸いに日本は相当基礎ができておりますし、その基礎の上に立つて、これから今の二本の線で一応進みたいというのが現在の段階でございす。

○山中(吾)委員 二段階で進められるというところ、私もそういう意見なんです。三段階というところになると、昔のいわゆる封建的な職人とか、そういうふうなことになるので、やはり近代の科学技術養成は二段階以上——三段階に分けてはいかぬのじゃないか。その点について、やはり意思統一をされたいか、これを希望したいと思つておきます。

で、先ほどの十七万といふのはいわゆる上級科学者で、四十四万といふのはいわゆる中等科学技術者、その他は国民が全部、こういう科学技術についての潜在技術者でなければならぬ。むしろ教育は、六・三の三までは全國民を、そういうような現在の科学的な技術素質を持ったものに教育するという、科学技術の国民への普及化というぐらゐの考え方に立つていかなければ、私は、封建的なものに逆戻りしていく心配があるので、この点は御検討願つておいて、そういう方向に希望申し上げます。

そこで、そういうことの上に立ちますと、文部大臣、時間がないので、また次の機会にゆつくり御意見を聞いたが、申し上げたいと思つて、現在の科学技術教育計画の中に矛盾があるの御検討願ふなければならぬと思つておきます。それは、四年制大学における教育、それから短期大学の教育、それから出さなければならぬけれども専門学校、大学と高等学校の中間的なものの技術教育、工業高等学校の技術教育、そういうことになると、文部省では四つ五つの筋を立てようとしておる。そこで、二段階の科学技術者を出すという産業と教育の一体化をはかる方針があるならば、その教育そのものが二本建ての教育計画でなければならぬのに、四筋である。この法律を見ますと、短大の付設高等学校の筋、それから工業専門学校、それも出そうである。工業高等学校の増設をはかる。

短大の工学部をこの間設置した。そして四年制の工学部があり、そこに科学技術者の養成と教育のやり方というものにまちまちなのがあつて、基本的な方針といふものはつきりと確立されてないから、ときどきの要請に応じていろいろちぐはぐなものが出てくる、矛盾が出るのであつて、これは長官と文部大臣の御意見が今一致したやうでありますから、それを受けて教育計画も整備しなければならぬ。今お答え願ふなくてもけっこうでありますから、次の文教委員会までにその点の基本方針をはつきりと確立していただきたい。そうでないとあとからあとから矛盾が出ると思つておきます。

それから、たくさんありますけれども、あとには次にしまして、長官と文部大臣と両者おられるので、これも意見のそこを来たしてけんかをされては困るので、ここでお願いしておきます。が、上級の科学技術者の教育は、基礎知識といふか、基礎科学教科を充実するかしないかといふことも十分に意思統一をしていただかないといふわけの経済界のために直ちに役に立つ技術者を養成するといふのは、企業立場から当然アクセプトしてくる。ところが、こちらの方は、民族百年の大計の立場からやはりしっかりとした基礎科学を植へつける。技術者を出すという教育的立場における自主的な教育方針が確立されてないといふ非常な弊害が出るではないかと思つて。明治時代から現在までのようなヨーロッパその他の科学を模倣した科学技術者を作るならばいざ知らず、やはりクリエートしていく日本の科学技術者を養成して、こういう原子力時代になつておるのであり

ますから、またたよりな科学技術でなしに、こちらから作り出して、進んで民族の繁栄を考へる。大臣は民族の繁栄といふことを言われておるのでありますが、そういう百年の大計の上に立つて、単に日経連その他の企業の営利的立場からよこせ、よこせといふ要請に押されて基礎科学を身につけていらないような科学技術者を出すことのないよう、基本方針を確立すべきであります。現実にはヨーロッパ、ソ連あるいはアメリカあたりの科学技術者養成の教科課程を見ても、基礎自然科学あるいは基礎専門科学関係の教科というのを大体四割くらい課しているのです。日本の場合は逆に一割二分から一割四分。そして、直接必要な専門科学は四九・六。すなわち、五割くらい出ないのであつて、日本の百年の大計を立てるために、私は文教政策といたつた立場からいふならば、本質をなくしておる。それほど日本のいわゆる経営者界から教育界は国の基本的なものの考え方を曲げられていっておるのじゃないか。そして非常に近視眼的な政策にいつも追われていくといふことを心配するので、所得倍増計画という計画の波の中に、もちろん科学技術者を要求されて、また作つていかなければならぬわけでありませうけれども、この教科の内容については、应用能力のきく、そしてクリエートできる高級技術者の養成といふことを堅持していただきたい。それがいいものではないか、専科大学といふふうなわけのわからぬものに共鳴しておる。ヨーロッパの教科課程を調べてみますと、みんな逆なんです。その点について、長官

の方から、科学技術者を養成される立場においても、はつきりと、そういう基礎を持った科学技術者を養成することを念頭に置いて勧告をされるべきであり、文部省においてもそれを前提として、――私はあわてふためいた教育計画を立てべきでない、教育制度を考へるべきでない、こういうふうな思ひのでありますので、この点について両大臣の御意見を聞いて、私の本日の質疑は終わりたいと思います。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます。

上級科学技術者の養成の方法は、方法としてはいろいろあります。またあつてしかるべきものと思ひます。

六・三制、六年、三年が義務教育課程、これは厳然としてあります。三年の高等学校、これは進学率が向上するに従つて、義務制でないにしても、實際上義務制と同じような方向をたどつていくカーブが描かれていくと承知しております。それは、少なくとも当面それなりでよろしかろうと私も思ひます。それは、上級技術者の養成につきましても、むしろ今の大学制度で、それが、中教審で審議中ではございますが、四年制の大学あるいは短期大学等あります。短期大学に四年の高等学校を付置するというのも考へております。それから高等学校三年、大学二年をくつつけまして、五年の一貫した専門的な上級技術者養成という事も考へております。それは、あくまでも形式的な制度論という立場からは、御高説として承りますけれども、しかしこれはあくまでも国民本位の、青少年本位の、教育の機会をより多く与えるということが第一義であらうと思ひ

ます。それぞれの目的に従つて教科内容等は変わつてしかるべきだ、しかし同時に、御指摘のごとく、最高級のオリジナリティを発揮するようなことを期待する大学というものもあつてしかるべき、充実されてしかるべきものと思つております。

○池田(正)国務大臣 これは現実的に考へまして、御承知のように、日本の十何年の空白時代を経て、今、日本から日本の柱をはつきりして基礎科学からやつていきたい、これは一つの私どものりつぱなアイデアだと思ひます。しかしそれだけでは追つつかないというのが現実じゃなからうか、それだから、今の短期大学なりそういうものも必然的に生まれてきた。それと並んで今日の高等学校というふうな構想も、文部省が考へておるのじゃないか、これも現在の段階では――これもまたやると質問でも出てきて長くなるといけないから申し上げませんが、これが現実の状態だ。私はただ単に日経連とか財界とか、そんな連中の言うことを聞いて考へておるのじゃない、国家要請に基づいてわれわれは考へておるの

で、そういう財界の要請を聞いておるのじゃない、そういうことであります。○濱野委員長 村山君、時間がなくて恐縮ですけれども、きわめて要領をつかんでお願いいたします。

○村山委員 委員長の注意もございすので、きわめて簡単に科学技術庁長官にお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

文教委において文部大臣に尋ねる問題はたくさん残つておりますので、それは火曜日の文教委で取り上げて参りたいと思ひますが、この際

池田長官にお尋ねをしたいのは、日本学術会議に對しまして科学技術庁の方から答申を求められておつたと思うのですが、その答申が届いてるかどうかという事でございす。

○池田(正)国務大臣 私もそれは聞いておりませんが、今、政府委員から聞きますと、そういう事実はないやうであります。

○村山委員 科学技術庁の設置法の中に、科学技術に関する日本学術会議の答申または勧告に關して政府が講ずべき必要な行政措置に關する事務を行なうというのがあるやうでございす

が、科学技術庁の方が十年後を目標とする科学技術振興の総合的、基本的方策についての答申というのを求められたというふうに伝えておりますが、それは今申されたやうに、そういうやうな事実はないわけですか。

○池田(正)国務大臣 そういう事実はないやうでございす。

○村山委員 科学技術庁とされましては、そういうやうな科学技術に關する基本的な政策の企画立案にあたつては、そのやうな審議会に意見を問われないうで、そして文部大臣に對して科学技術の立場というやうな立場から勧告をされることになつてゐるわけですか。

○池田(正)国務大臣 御承知かと思ひますが、科学技術に科學技術會議の連絡會議がありまして、それには學術會議から十数名も参加してあります。と同時に、科學技術會議に正式メンバーとして會長がこれに参加してあるのであります。従つて學術會議とは常に密接な連絡をとりながらやつておるやうなことであります。

それから、お尋ねの今の問題は、これはいわゆる行政に關する問題でございすので、そういう立場から、私は、私の責任においてやつておるやうなことであります。

○村山委員 文部大臣にお尋ねいたしますが、この日本学術會議に對して、これらの工業教員の養成制度の問題について意見を求められた事実がございすか。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます。意見は求めておりません。文部省と直接關係ある組織ではないやうでございす。

○村山委員 この際お尋ねいたしておきたいと思ひますのは、そういうやうな非常に教員の養成制度につきましては重大な法律案を提案をされるのにあつたて、關係者からそれぞれ意見というやうなものを聴取されなければならぬと思ひますが、そのやうな民主的な段取りを経て法律案を提案をされるに至つてゐると思ひますが、その關係者はどういふやうな關係の人たちにお尋ねになつたものか、明らかにしていただきたい。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます。中央教育審議會でございす。

○村山委員 この中教審は、どのやうな審議過程を経て、どれだけの日数をかけてやつたのですか。

○小林(行)政府委員 予算の編成を終わりましたあとで、中教審に工業教員養成所の計画について御説明を申し上げまして、その趣旨について御了解を得たのでございす。

○村山委員 きわめて短時間の間にそういうやうな了解を得たやうな話を聞くのであります。日本の今後の教育

學術の問題について、最高の權威機關である日本学術會議等にそういうやうな意見を求めなかつたのはどういふやうな理由に基づくものでありますか。

○小林(行)政府委員 お答え申し上げます。

御承知のように、學術會議は大體學術關係を主にしてやつております。特に教育府所管の機關でございす。特に教育について自主的にいろいろ御研究はあるやうでございす。文部省の方からこれに對して御諮問をするというやうな關係にはなつておりません。

○村山委員 その學術會議の意見等につきましては文教委のときに申し上げたいと思ひます。

そこで科学技術庁長官にお尋ねをいたしたいのは、今回の所得倍増計画の中に出ております科学技術者は十七万人、それに高卒の中級技術者が四十四万人必要だとされております。ところが文部省の養成計画では、先ほどから明らかにされておりますやうに、大学卒の科学技術者の場合は七万三千人、それに高等学校程度卒業の中級技術者の場合は三十八万人、だからその間に六万人あるいは十万人近い食い違いがある。これについて先ほど来勧告もされたいわけですが、そういう場合には、例の工業高等学校を卒業する中級技術者程度の三十八万人の中から、優秀な者を産業界の協力を得て大学、短大卒業程度の科学技術者に教育する、いわゆる私設の訓練機関と申しますか、企業内におけるそういうやうな技術者の養成を求めていく、こういうやうな基本的な考え方を池田長官としてはお持ちになつていらつしやと思ひますが、

それについてどのような見解をお持ちになつておられるか承りたいのです。

○池田(正) 国務大臣 御承知のように、ソ連などでも、工場に働いている中級技術者は、その工場に設置してある夜学などで勉強したり、夜勤して昼やったり、そういう制度もあるようでありました。そういう制度をわが国でもやることは望ましいと思つてます。それをさらに敷衍いたしますと、学校と産業界とのいわゆる産学共同という問題になつてくるのでありますが、この問題は、科学技術会議でも大きな課題としてこれを取り上げておりますのは御承知の通りだと思つてます。

そこでこの機会に一言申し上げておきますが、産学共同、産業界と大学な学校等の研究機関とそういう密接なつながりを持つてやつていく、またいかなければならぬ。ところが現在の場合に、私学や公立はそれができないけれども、国立の場合はそれができないやうになつております。それはなぜかという、財政法やその他の制約を受けます。それから研究の自由といったやうなことで、民間の会社、産業界と大学との密着、共同研究というやうなことは非常にできにくくなつております。そういう意味からいつても、今後、文教政策としてやる場合に、産学教育をやる場合には、どうしても公立、私立というものにウエートを置いてこれを育成しなければならぬ。私がこれを強く主張する一つの大きな柱もそこにあるのであります。

○村山委員 私か答弁を求めておりますのは、現在の公立あるいは私立の大学において、働きのながら夜学にでも通つていくというやうな形における技

術者の養成という意味ではなくて、現に働きのながら企業内において相当高度の教育訓練が行なわれておる、そういうやうなものの上において、高校卒業程度の者を少なくとも短大を修了した程度の技術者として養成をしていかなければならないという企業自体の要請もあつて、すでに大きな企業等においては職場内における訓練を行なつておる事実があるのじゃないか、そういうやうなものも織りまぜて日本の科学技術者の数を獲得していかなければならぬのだ、こういうふうな考えでおられるのではないかと申つて質問をしたわけですが、そういうやうな考え方はないのであつたか。

○池田(正) 国務大臣 お答えいたします。現にそういうことをやつておる会社も日本にございます。そういう形も当然やつていこうと思つてます。

○村山委員 そういたしますと、今後十七万人の科学技術者を養成していかねばならぬわけでありまして、今高等学校を卒業したやうな者を含めて総合的な科学技術者の養成という問題を考えなければならぬ。そういう場合、工業高等学校を卒業していかるところの質の問題を考へていかなければならぬわけですが、今回提案をされております工業高校の教員のインスタンツ的な養成制度で、そういうやうな優秀な中堅技術者というものが生まれ、さらに高度の科学技術者として将来伸びていくやうな、そういうやうな方向の者を養成していくことができるかどうかという点に對して、科学技術庁長官はどのようにお考えになつておるか、その見解をお示し願ひたい。

○池田(正) 国務大臣 これはできる場合とできない場合があるわけなんです。できるとしても人数はきつめて少ないだらうと思つてます。しかし、私がこゝで申し上げたいことは、現在の段階においては、残念ながらそういういろいろな段階がありますから、その一つ一つの段階をそれぞれ埋めていかなければ、これは動いていかなければならない。そういう意味で、今基本的には、二本の柱だと先ほどお話が出ましたが、二本の柱だけでは――この空白時代を経た現在の日本の段階としてはやむを得ないのじゃないかというふうな考へております。

○村山委員 工業高校程度の卒業生が中堅技術者として四十四万人必要である。そのうち三十八万人の計画がなされて、さらにそれが実現をいたした際には、その教員の養成でありますが、三年間の教員養成を終わりました出た場合に、当然文部大臣としては教育界の場において働いてくれることを期待をしておるわけですが、ところが産業界の技術者の養成というものは、先ほど来話がありまして、十七万人に對して現在七十三千人しか養成計画がないわけですから、当然需要は非常に大きい。従つて、この問題は、科学技術者の養成という問題と、その中堅技術者を養成していく学校の教員との調整という問題が起つてくると思つて、当然科学技術者に關する調整というやうなものには科学技術庁において考へていかなければならぬ問題だと思つて、その調整をどのような立場で行なつていったらいいかということを、

大臣としては今日までどういうふうな検討されてきたか、検討されたものがあれば承りたい。

○池田(正) 国務大臣 実は残念ながらそこまであまり詳しくは検討しておりません。ただこれは非常に大事なことです。ことに教員養成ということになりますと、文部省から一応案を出してらつてみると、われわれがこゝであまり言ふのもどうかと思つてます。これは非常に大事なことで、それにどうも文部省当局の熱の入れ方が足りないのじゃないか、私はそういう感じがしております。

○村山委員 池田長官の方からそういうやうな非常に熱心な意見を聞くのですが、問題は、やはり大学の理工学部を卒業をいたしました産業界の科学技術者と、今度三年間の教員養成コースを卒業しますその人たちが、教職員、その間において待遇の問題が一つあるだらうと思ふ。それからさらに科学技術庁長官に考へてもらわなければならぬ問題は、その三年間の教員養成機関を出た者が養成した中堅技術者というものの質のレベルの問題が出てくるだらうと思ふ。そういうやうなものを考へますと、やはり産業界の方に吸収されてしまつて、優秀な者は残らない。そして中堅技術者を養成しなければならぬ。その学校の先生になるべき者が出ないで、しかもその質が落ちて、日本の科学技術の全般を通じて考へた場合には、高級技術者の方は割合に将来養成をされるとしても、中堅技術者の方が養成をされないというこゝにあれば、これは日本の科学技術の振興の上において非常にマイナスになつてくると思ふのです。そういうやうな総合的な立場からこの問題に對しては強く文部省に要求をされるべきであつたと思ふんですが、まあそういうやうなことに對して勧告をし、あるいは要求をされたというやうなことを聞いておられません。それに対する長官のお氣持は、そういうやうな勧告なりあるいは意見を申し出て、この制度を両立するやうな形において考へていくやうなお氣持はないかというこゝを最後にお願いします。

○池田(正) 国務大臣 どうもゆづりも寝てないせいであつて、頭があまりはつきりしないので、御質問の要点をあるいはそれるかもしませんが、つまりそういう学校に入つてくる学生の質が落ちる。それから卒業した場合、民間会社にとられる心配がある、これも私は心配しております。だからといって、残つて若干の者が学校へ行つて、それが全部が教員というこゝにはならない。やはり教員の好きな人ときらいな人がありますから、それはつきり割り切ることが一つ、もう一つは、その学校から出た人だけで、今度できる新しい工業高等学校の先生が全部それだけで編成されるわけじゃないんですね。その中には前からの大学を卒業したあるいはつばな先生も中には入つてくるわけですが、それだけでもつてその新しい工業高等学校の先生が構成されるというのじゃやないのじゃないかというふうにも考へられます。そういうふうな考へてきますと、どうも現在の段階で少し無理があるし、あまり感心したアイデアじゃないと思つて、まあそれだけでも、せつかく文部省がそこまで考へた

のだから、一つやらしてみたらどうだろうか、そういうふうに考えておられます。

○村山委員 初め文部省は御承知のように一千八十名というものを養成をして、そうしてこれを八カ年間で八千六百四十名という養成計画を持っておつたわけですね。ところが大蔵省の査定でこの一千八十名という養成計画が八百八十名に減らされたわけですね。初年度において二百名の差が出てきているわけです。これが今後さらに続いていくとするならば、当然千六百名の差が出てくる。しかもそれに対して今後

池田長官の考えておられる四十四万人の中級技術者を養成していくためには、まだ現在の計画でも三十八万人しか養成計画はできていないわけですが、それには三百五十七校の新しい工業高校というものを作らなければならぬ、こういうことになっております。それが学校の教員の待遇が改められず、今度三カ年の課程を卒業した者は四年コースを出た者と同じような給与を与えるような方向に努力をされる向きでありますけれども、それにしても民間との差があまりにもひど過ぎる。あるいは初任給の調整手当を月に二千円やるということをやりまして

も、これまた話にならないくらい民間の方が待遇がいいわけです。そういうような状態の中にあつて、教員としてもこれを確保する方法もない。しかもその人数は非常に少ないし、これが中級技術者の養成計画に支障があるといふことがもう今日の段階から予想がついているわけです。ついでいるときに、そういうようないわゆる質の問題

なり、あるいは将来教員として確保していかなければならないという、この方法について、やはり科学技術者を全般的な立場から見ても養成をしていくという考え方に立つては、当然池田長官の方から文部大臣に対して意見具申をされるべきだ、こう思うのですが、どうですか。

○池田(正)国務大臣 あなたのおっしゃる通りであります。ただどういふ形で文部大臣と話し合いをするかというよりなことが問題なんで、そう一々勧告ばかり出すわけにもいきませんから……。

○村山委員 この問題はやはり今後、来年は五十万人、再来年は百万人くらい、高等学校の生徒が急増している。この急増問題と関連づけて、工業高校の問題も考えていかなければならぬわけでありまして、今後さらに検討しなければならぬ問題が幾多残っておりますが、それは文教委員会の席に譲ることにいたしまして、私が池田長官に要望申し上げておきたいことは、ただいまお話がございましたように、この案についてあまりりっぱな案でもないようだと、こういうような意見をお持ちであるようでございます。さらにまた全体の科学技術者をどういうふうにして養成していくかという調整の問題もあるわけですから、この問題は将来さらに文部大臣に対して科学技術庁長官の、日本の科学技術者をどういうふうにして養成をしていくかという立場からも今後意見を具申されて、正しい方向が出るように努力をされんことを要望申し上げて、私の質問を終わります。

○濱野委員長 これにて本連合審査会は終了いたしました。
午後六時二十八分散会

昭和三十六年四月六日印刷

昭和三十六年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局